

独立行政法人評価分科会（平成19年5月14日開催）議事録

1 日時 平成19年5月14日（月）13時30分から17時10分

2 場所 総務省第一特別会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、阿曾沼元博、梅里良正、岡本義朗、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、鈴木豊、田渊雪子、布野俊一、松田美幸の各臨時委員

（総務省）

熊谷敏行政評価局長、伊藤孝雄官房審議官、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、鶴巻郁夫調査官

4 議題

- （1） 独立行政法人の事務・事業に関する府省ヒアリング（財務省、経済産業省、内閣府）
- （2） 報告事項

5 配布資料

- （1） 財務省説明資料
- （2） 経済産業省説明資料
- （3） 内閣府説明資料
- （4） 経済財政諮問会議関係資料

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会を含めまして、合計4回にわたりまして、今年度見直し対象となっております23法人の業務の概要について、各省よりヒアリングを行います。これらのヒアリングは、今後、政策評価・独立行政法人評価委員会として、見直しの検討を行っていく上で、非常に重要な意味合いを持つものであると考えておりますので、委員の皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、府省ヒアリングの1回目であり、財務省所管の4法人、経済産業省所管の1法人及び内閣府所管の1法人の合計6法人の事務・事業に関するヒアリングを行います。

それでは、財務省所管の4法人の業務の概要につきましてヒアリングを行います。

本日は、小手川次長はじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に、国立印刷局の業務概要について、10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたく存じます。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 小手川次長

それでは、配付させていただきました資料のうち、「独立行政法人国立印刷局の概要」に沿いまして説明させていただきます。

では、最初に1ページ目でございますけれども、印刷局の使命、一番最初のところに4つの大きな項目を挙げております。次に、性格、それから、業務内容ですが、重複する部分は避けまして、一番上の性格のところでは申し上げますと、まず2番目でございますように、いわゆる偽造防止技術というものが非常に重要な問題であるということ。その関係から、この技術の厳格な管理体制の整備をやっているということ。それから、全体としましては、4番目のところで、運営費交付金等を前提とせずに、基本的にここは独立採算による経営をやっているということがポイントだと存じます。

それでは、主要な業務内容としましては、1ページ目の真下でございますように、まず第一に、日銀券の製造、それから、2番目としまして、日銀券の真偽の鑑定、3番目としまして、旅券、印紙、切手、国債証券等の製造、4番目としまして、官報の編集、印刷及び法律案等の印刷ということでございます。それから、最後でございますように、白書とか調査統計資料等の政府刊行物の編集、印刷等というのがございます。

1ページめくっていただきまして、第1期の課題及び取組でございます。正直言いますと、第1期ということで、最初は内部にもいろいろな意見があったんですが、その中

で、まず日銀券の製造につきましては、第1にございますように、20年振りの3券種同時改刷が平成16年の11月から発行を開始しております。それから、第2番目としまして、高度な偽造防止技術の開発・導入、3番目としまして、日銀券の製造コストの削減ということで、人員の削減、それから、いわゆる具体的な経費の削減をやってきたところでございます。

それから、旅券につきましては、旅券犯罪の増加ですとか、米国の同時多発テロの関係で、生体情報の認証技術を組み込んだ偽変造が困難な、安全性の高いパスポートの製造というものが必要になってまいりまして、ICチップを搭載したもの等をつくってきているところでございます。

それから、3ページ目に、効率的な業務運営の実施ということで、具体的な人件費の削減、人員の削減、それから、3のところに、人員の効率的な配置ですとか、具体的な見直しの内容が入っておりますが、特に3ページの3の2つ目のところで、葉書事業からの撤退ですとか、それから、政府刊行物サービス・センターの見直しを行ったところでございます。

それから、4ページ目でございますけれども、官報製造工程につきましても、電子化を推進いたしまして、電子入稿率というものを引き上げてきてまして、一層の効率化を図ってきているところでございます。

それから、次に、病院につきましては、これは実は、病院が2つあるんですが、これが非常に赤字が大きいので、一番下にございますように、小田原病院につきましては、運営形態の変更を行ったが、収支改善が見込めず廃止を決定いたしました。東京病院につきましては、当初、国家公務員共済組合連合会への移管について話を進めたんですが、この点につきましては、関係部門との調整がつかないということで、現在、どうしても病院の移管につきましては、東京都の認可が必要だということで、現在、何とかこの病院を引き続き病院として継続してやっていけるような形態がないものかどうか、現在、その相手を探しているというところでございます。

それから、5ページに、最近の状況でございますけれども、まずIにございますように、日銀券全体の需要でございますが、これはこのところ微増の状況になってきております。それから、もう一点としまして、この5ページの下にございますように、平成18年6月に、政府における随意契約の緊急点検・見直しを行いました。その結果、印刷局の事務のうち、日銀券、旅券、官報等については随意契約の適格性がある。一方で、

白書、調査統計資料等については、一般競争入札へ移行するという結果が出たところ
でございます。

それから、次の6ページになりますけれども、この次の状況で、ひとつ最近の動きで
すが、この2行目でございますように、米国ですけれども、北朝鮮製とされる偽造の1
00米ドル札「スーパーノート」が大量に押収されたということがございました。これ
にも若干見られるんですけれども、近年のIT化の進展による精巧な偽造通貨事件とい
うのが非常に国際的な広がりを見せているということで、非常に難しい状況になってき
ましたので、平成19年7月から、新しい組織としまして、通貨偽造事件への対応とい
うことから、国庫企画官を新設することとしているところでございます。

それから、最後に、次の7ページ目でございますけれども、印刷局に今後期待される
役割と課題でございますが、まず第一に、私どもとしましては、最初の四角の最初の「▶」
でございますように、最大のテーマはやはり偽造に対する抵抗力をつけるということだ
と思っております。その関係では特に米国当局との連携というのが今後非常に重要だ
ということでございまして、この2番目でございますように、国際的な犯罪から守って
いくという観点から、通貨だけではなくて、旅券の偽造防止ということも基本的に非常
に重要な問題になっているという認識ですし、それから、最近、件数として増えており
ますのは、偽造事件が発生した場合の真偽の鑑定というのを迅速に行い、もしも問題が生
じた場合には、緊急改刷ということへの対応も十分想定しておく必要があるというこ
とで、財務省、日本銀行、それから、警察当局との全面的な協力体制ということを整備
していくことが必要だと思っております。

したがって、そのような環境の中で、この次の部分ですけれども、今後の問題に
つきましては、いわゆる国と一体としてやっていくべき役割と、それから、官から民へ
という基本的な流れというものを踏まえた業務の見直しを、新中期計画の中でやって
いく必要があると思っております。

それから、その次の2番でございますように、業務運営につきましては、更に一層、
これを効率化し、それから、製造体制の見直しをやっていく必要があるということで、
一般的な機械化の促進、それから、特に官報等の電子入稿の促進のために、関係する省
庁への要請、3番目に、その業務の見直しに対応した製造体制、製造設備の見直し、そ
れから、東京病院の抜本的な改革ということを引き続き検討していきたいと思ってい
ます。それから、全体として、現在持っております保有資産につきましては、宿舍等を始

めとしまして、これを総合的に見直していきたいと考えているところでございます。

次のページに、全体の共通様式に基づく数値が入っておりますが、これを見ていただきますと、下から3つ目の病院の運営のところ、費用と、それから、一番右から2つ目の自己収入の欄を見ていただきますと、ここがマイナスになっているということですが、一方で、当然、真ん中の部分については、この印刷局は、交付金、補助金なしでやっていますので、この部分は全然数字が入っていないというところでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました国立印刷局の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 岡本臨時委員

ありがとうございました。今日のご説明資料の7ページのところに関係するのかと思うんですけども、総論として、今後取り組むべき課題、あるいは今後期待される役割ということで、印刷局が期待される役割に特化していこうという流れを書かれているかと思うんですが、我々総務省の事務方と勉強させていただいた中で、この総論の方向性の中で、幾つか印刷局、あるいは財務省がどのように考えていらっしゃるか確認させていただきたい事項がございますので、その辺をご質問などさせていただきます。

まず一番上の業務の見直しというところなんですけれども、官から民へという方向はそうなんです、例えば、官から民へと言ったときに、実際に、民間の事業者が既に政府との関係においてやっているような業務から、印刷局はそろそろ撤退していったらどうかという議論が当然起き上がるのではないかと思うんですね。そういう場合、白書などを見ましても、これは実際、民間がやっていらっしゃる場所も一部ございますし、あるいは郵便切手もそのように聞いておりますので、実際、印刷局がこれらをやることが果たしてどれほど合理性があるのかということは確認させていただきたい。もしくは、こういう方向性の中で見直しを進めて、各論として見直しを進められるべきではないかなというのが1点ございます。

それから、もう一点、一番下の保有資産のところですが、これは勉強させていただきますと、印刷局は所有物として大手町に非常に広大な土地を持っていらっしゃる、そ

れは賃貸の土地として所有していらっしゃる。そこから非常に大きな収入を上げていらっしゃると思うんですが、これは印刷局の業務の内容とどのような関係があるのか。もし関係がないとすれば、政府全体で今、議論している資産改革の方向性の中で、これは印刷局が持つのではなくて国庫に返納すべきではないかと、あるいは、そういうほかのオプションを検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。この2点をまずご確認させていただきたいと思います。

○ 小手川次長

まず第1点目のところにつきましては、私は、基本的な方向はまさにそういうことだと思います。それで、官報等につきましては、私ども、まさにこの評価委員会のご意見もこれから十分お伺いしながら、一つの問題としまして、発注者ときちんと意思を通じまして、それで、仮にその方向性を展開する場合に、問題が生じる場合には、すなわち円滑な執行というものをやっていきたいと思っております。

それから、第2点目については、これは基本的に私どもは、売却する方向で今、考えておまして、ただ、問題の地域につきましては、印刷局が持っている当該の土地ではないんですけれども、その周囲の土地が今、国会で非常に大きな議論になっております。私どもとしましては、内閣の都市再生本部事務局に全体の青写真といいますか、それを今つくっていただくということで、既に先方に対して調整を依頼済みでございますので、その全体の姿が見えてきましたら、当然これは売却するというふうになってくるのではないかと思います。

○ 岡本臨時委員

それでは、大手町の土地については、売却ということで、ご検討ありがとうございます。

それでは、もう一つ、これは実際に本業に係る施設として、工場等お持ちでございます。全国に7カ所お持ちになっていらっしゃる和我々理解しているんですけれども、それが果たして効率的な経営とどのように結びついているかという関心がございますので、今日でなくても結構でございますので、人員配置などを含めて教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、これは民間企業もそうなんだろうけれども、本業に果たし

て関係するのかなということで、研修施設あるいは保養施設等々たくさん持っていて、いろんな中で今、見直しが進んでおりますが、印刷局として今後どうされるつもりなのか、確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 小手川次長

第2番目の研修所、保養施設につきましては、これも基本的には見直していく方向で、現在、検討中でございます。

○ 森泉委員

職員の身分について少しお聞きしたいと思うんですが、今のご説明ではあまりその辺のことは触れられていなかったと思いますが、白書とか調査統計資料は、一般競争入札で行うという方向だということを書いておりますし、ご説明受けたんですが、これは果たして、印刷局で、公務員の身分のままでやる必要がなぜあるのかということが明確ではないということです。公務員でなくても、個別法での規定であるとか、それから、就業規則での規定などで、ある程度縛るということによって、こういう業務はできるのではないかということです。

それからもう一つは、今日はあまり触れられていなかったと思うんですが、偽造については今、非常に大きな問題だということで、ご説明あったと思うんですが、5,000円札、1万円札にある有名な偽造防止技術のホログラムですね。これは、民間の業者に委託しているということですが、一番とは言いませんが、偽造防止において非常に重要な部分を民間に委託するというのであるならば、これは公務員であるということを守るといいますか、守っていくということは必要ないのではないか。国家公務員の身分を果たして有する必要があるのかどうかという点について、明確なご説明をいただきたいと思っております。

○ 小手川次長

ちょっと順番が前後しますが、先にその第2点のほうから申し上げたいと思っております。

実は今、言及ございました、いわゆるホログラムなんですが、これは実はこのお札に使われているいろいろな偽造防止技術の一つでして、これは公表されているだけでも、

全体で技術としては9種類作っております。それで、実はもちろん、公表していない部分もありまして、それで、実はこのホログラムは、基本的にわりと単純な偽造といえますか、家庭用のコピー機を使ったような偽造に対しては有効ということで、これを入れております。

したがって、もう少し高度な偽造対策になるとは、当局としては考えておりません。基本的にこのホログラムというのは、民間事業者が特許を持っていらっしゃるんですが、逆に言いますと、特許というのは公表されますので、公表された場合には、技術としてはみんな知っているわけです。だから、ポイントは、内容が分かっている特許について、それを実際使う技術があるところであれば、これは実際に製造できますので、そういう意味では、高度な偽造防止の対策としては、ある一定の限界があるというのが特許を取っている技術の限界でございます。

したがって、私どもは、どうしても偽造防止の観点からは、やはり公務員の身分、特に一番私どもが重点を置いていますのは、公務員の場合はもちろん、いろいろな身分保障などもあるんですけども、ひとつ、国籍の限定がございます。例えば日本国籍がない方が、そのような高度な偽造防止技術に接するような機会を持たれて、その方がその国の公権力の発動によって、自分の国に戻って、その技術についての開示を何らかの形で要求された場合には、これは大変な問題になると思っておりますので、私ども、その点が一番のポイントではないかと考えております。

それから、第1点についてはおっしゃる点はごもっともだと思います。したがって、私ども、むしろ、いわゆる偽造防止技術という最大の問題におく場合、その周辺の業務はどうするかということについては、真剣に考えていきたいと考えておまして、したがって、その選択肢としては、その業務の中からそういうものを外していく、それから、もちろん中間的な見地として、今、先生が若干言及された、何と申しますか、組織の中を2つに分けるようなことを考えられたと思うんですけども、ただ、その組織の中を2つに分けるとなると、基本的に独法の数が増えてしまうということなので、私どもとしては、これはできる限りやりたくないと思っております。したがって、もう基本的にはそこは、先ほど申し上げましたように、発注者との関係、それから、もちろん従業員との関係も円滑にやっていく必要があるんですけども、業務の見直しという全体のフレームワークの中で考えていきたいと考えております。

○ 森泉委員

発注者との関係ということをおっしゃったわけですが、今後、国際的な偽造の問題に対応するという場合には、この発注者との関係というのは非常に幅広く広がっていくと思うんですが、そのときでもやはり公務員としての身分は必要だとお考えなんですか。

○ 小手川次長

今、申し上げた発注者といいますのは、白書ですとか調査統計資料というところに限定しております。

○ 森泉委員

偽造防止の特許とか、今、民間事業者に発注していらっしゃるような偽造防止の部分については、機密の漏洩みたいなものはどういうふうになっているのでしょうか。そこだけ、公務員でない民間に発注しているわけですね。

○ 小手川次長

私のほうの説明が若干足りなかったのですみません。私がさっき申し上げた発注者といいますのは、印刷局に対して業務を発注する側という意味で言ったんですが、今、委員がおっしゃった意味でいきますと、基本的にホログラムの部分については、さっき言ったようなことなんですけれども、ホログラム以外の部分について私が申し上げたのは、いろんな技術、公表されているもの、それから、非公表のものについては、対外的に全く内容を教えていないということでございます。

○ 松田臨時委員

いただいているデータの出し方に関連して、2点お尋ねなんですけれども、病院の経営の改革と、それから、独立採算であるというお話があるんですが、病院に関してはもちろん移管を前提にお考えになっている。難しいということは理解できるんですけれども、ここを出されている4ページの損益状況が、これだけを見ると、赤字が改善しているように見えるんですけれども、実際には、最後の事業別の損益を見ますと、実際に十七、十八億の収入に対して6億ぐらいの赤字ということは、通常の病院経営ではとても

考えられない数字でございますよね。ですから、赤字額が7億円から5億円とか、そういう数字の出し方よりは、いかに収支の比率でどうなっているかというふうなご提示をされたほうが、改善の見込みをほんとうに検討する上でも、国民に対しても説明がわかりやすいのではないかという点が一つと、それから、独立採算というお話がありましたけれども、今、先ほどの事業部門別の損益を見ましても、18年度と19年度の合計の収入から費用を引きますと、18年度が14億円、19年度が38億円の一応黒字にはなっていますが、先ほどのご説明のように、土地賃貸借の収入がかなりあって、私どもの情報では40億円近くあると。ということは結局、土地の賃借料がなかったら赤時ではないかというようなことも考えられるので、データの出し方をより正確に、実態が分かるようにご検討いただけたらと思うんですが。

○ 小手川次長

まず今のデータの点については、私どもで今後検討させていただきたいと思います。

それから、病院については本当におっしゃるとおりでございます。正直な話、私どもとしてはすぐにでもこれを早期に処理したいということで、是非とも王子の東京病院、これを受けてくれるところが早く出てくるということを持たず念じているところでございます。

○ 黒川臨時委員

それでは、時間的に言って、多分最後かと思うんですが、国立印刷局のいわゆる売り上げに相当するようなものは、ご存じのように、だんだん減ってきている。ですから、組織あるいは人員も含めて抜本的に将来を見通した場合に、新しい分野の事業をやるのか、あるいはそうでないのであれば、工場の再配置も含めて、抜本的に検討していく余地があるだろう、これは誰が見ても明らかだろうと思います。そちらもそういうことでご検討を始めておられるとは思いますが、一層、従業員のことも考えつつ、自然減、あるいは採用を抑えるということはもう見て取れるんですけれども、技術の伝承も含めて、抜本的に早い段階から考えていただきたいと思います。何かその辺で、より具体的なお説明がありますでしょうか。

○ 小手川次長

おっしゃるとおりだと思います。私も、もう今から30年前になりますが、スタンフォードのビジネススクールで勉強しました、いわゆるコストアカウンティングの概念を使いまして、本来であればそれぞれの業務別にコスト計算がしっかりされて、それで、産業再生機構でやっているような選択と集中を行う。要するに、基本的には、フローベースで黒字になっているところ、それから、発注者との関係、この場合の発注者というのは、日本銀行ですとか、外務省ですけれども、そういうところからの関係で、政策上、どうしても必要があるものに集中していくという方向だと思っていますので、基本的にはそういう方向で頑張っていきたいと思っています。

○ 富田分科会長

国立印刷局について、よろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、国立印刷局につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、造幣局の業務の概要について、10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明よろしくお願いたします。

○ 小手川次長

同じく配付させていただきました概要という資料に従って進めさせていただきます。

最初は1ページ目ですが、造幣局の使命ということで、これも基本的には印刷局と同様なんですけれども、偽造防止技術、それから、その関係での厳格な管理体制、2つ目に、いわゆる栄典制度の関係で勲章等の製造、3つ目が品位証明というものでございます。

それで、性格のところは飛ばしていただきまして、業務内容ですが、1ページにございますように、全体としては大きな柱が5本ございまして、第1が貨幣の製造及び回収貨幣の铸つぶし、第2点が調査、研究、真偽の鑑定、第3がいわゆる記念貨幣の製造、4番目に、勲章・褒章及び金属工芸品の製造、それから、最後に、貴金属の品位証明でございます。

それで、2ページ目に、第1期中期目標期間の問題点ですが、まず第1は、これは財務大臣が定めますところの全体の製造計画について、これに的確に対応してもらおうと

というのが第1点。それから、第2に、高度な偽造抵抗力を施した貨幣の製造。実際に、ここにも入っておりますように、この偽造防止のための新技術を実は記念貨幣でまず試験的にやってみるということを、実際やってきております。

それから、第3に、製造コストの削減ということで、主として回収貨幣について、これを原材料として再利用する、その再利用率のアップ、それから、人員の削減、それから、固定的な経費の削減ということでやってきているところでございます。

それから、次の第2点の勲章・褒章につきましては、これは栄典制度の改革が平成15年11月から実施されました関係で、製造数量が増加したんですけれども、この製造数量の増加に的確に対応するという事の中で、できる限り製造コストは下げていくということでございます。

それから、第3が一番問題になっておりました品位証明事業でございます。これにつきましては、この下の真ん中の棒グラフに入っておりますとおり、最近10年間ぐらいで、この受託の個数が大幅に減ってきたということで、基本的に事業としては赤字だということで、この真ん中にございますように、人員の削減と、手数料のアップということで、これはまだ19年度からですけれども、この抜本的な見直しを今やっているところでございます。

4ページでございますけれども、次に、効率的な業務運営ということで、第1に、人件費の削減ということで、約11%の減ですが、次に、人員の削減につきましては、自動検査装置の実用化、それから、勲章製造工程における自動化機器の活用等によりまして、約15%の人員の削減ということをやっております。

それから、一時非常に問題になりました500円貨幣につきまして、いわゆる4ページに入っておりますように、不良品の割合の改善、それから、市中から回収しました貨幣につきまして、そのリサイクル率の向上ということをやっております。

次に、5ページですけれども、最近の需要の動向ですが、実は、いわゆるカード化に伴いまして、もう少し流通量が減少するかと思ったんですけれども、このところ、まだ流通額が増加しているという状況でございます。

それから、その下に、18年6月の公共調達適正化の会議決定ですが、まず第1に、貨幣、勲章等の製造については、随意契約の適格性がある。一方、金盃、銀盃等につきましては、一般競争入札へ移行するという決定になっております。

それから、次の6ページですが、最近の状況では、これは特に韓国等で製造されまし

た偽造貨が密輸されたということで、その技術の進展によるところの精巧な偽造貨等の発生が最近非常に増えているということで、そのような観点から、新企画官を設置したところでございます。

最後に7ページ目ですが、今後の方向性につきましては、まず第1に偽造に対する抵抗力の向上ということで、これは主要各国とのいろいろな情報交換というものが非常に重要だと考えております。一方で、その下にございますように、造幣局に期待される国と一体としてやっていくべき部分と、それから、その官から民へといった、その観点を踏まえて、業務の見直しをやっていく必要があると考えております。

それから、業務自体につきましては、その7ページの一番下にございますように、製造工程におけますところのアウトソーシングの活用、それから、一般的な機械化の促進、それから、製造体制の見直しということを考えていきたいというふうに考えております。

それから、最後に数字のほうにつきましては、このグラフ、表の下から3本目のところの品位証明部分が、これが大幅な赤字ということでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました造幣局の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 岡本臨時委員

これは先ほどの印刷局と同じ質問になってしまいますので、同じ次長がいらっしゃいますので、同じようなご発言になるかと思えますけれども、まずひとつ業務の見直しで、国と一体として行うべき役割というのは何なのかと考えた場合に、貨幣の製造というのはよく分かるんですが、それ以外の金属工芸品等々の話ですとか、いろいろございます。これはあくまで造幣局でやる必要があるのでしょうか。国として、一体というところをどのように理解されて、こういう業務をやっていますというご説明をまずお願いしたいと思います。極論を言うと、貨幣の製造だけに特化していいのではないかと思います。いかがでしょうかというのが第1点目です。

それから、2点目は、いろんな施設整備の話なんです。まずこの宿泊施設、研修所、

これは印刷局と同じように、廃止されるか、売却になるんですね。印刷局と違いがあるようにとはとても思えませんが、違いがあれば、何かデータで、こういう違いがあると言っていたきたい。利用実績ですとか、収支の話ですとか。

それから、これは造幣局なのか、あるいは印刷局のデータなのかちょっと忘れちゃったけれども、各工場の機械設備のデータをいただいたときに、稼働率等々を出していただいたら、先ほどスタンフォードで勉強されていた話を言われていたけど、こんな稼働率の計算になるのかと思うような稼働率の計算をされているんですけども、これはどういう意味でこういう稼働率の計算をされているかということと、そうはいつでも、稼働率の低いものが散見される場合に、もう少し整理、合理化の余地があるのではないかと思います。ちょっと抽象的な質問になってしまいますけれども、そう思いました。これをどういうふうに思うのかということですね。

それから、本局である大阪と、支局である東京、広島、この3つというのは歴史的経緯があると思うんですけども、なぜこういう3局体制を今後も維持する必要があるのか。多分、リスク分散、自然災害等あると思うんですが、その辺、どう考えていらっしゃるか。特に広島の必要性に注目しているんですけども、いかがでしょうか。

○ 小手川次長

まず第1点でございますけれども、第1点につきましては、これもさっき私が申し上げましたように、造幣局に対して発注しているところとの調整はあるんですけども、ここは基本的に今回、いわゆる金盃などについては見直しの対象になってくると思います。

ただ、1点だけ、この機会をおかりしまして追加をいたしますと、実はさっき少し記念貨幣のところでも申し上げたんですが、偽造防止技術をいろいろ開発する。それから、開発したときに、実際に使ってみるときに、実際に製作するという場面と、それから、それをある程度、大量生産するという場面がありまして、それで、実は今、順番でいきますと、最初に技術を開発したときに、最初にこの金属工芸品の部分で、少量のところでもまず実験して、それから、少し大量になってきますと、それをいわゆる、さっき言いました記念貨幣のところでも実験するというところで、全体の技術の開発、それから、その維持のところでも、私が申し上げたこの部分に関係しているという点は事実でございます。

それから、第2点の厚生施設、研修については、まさに私が先ほど印刷局の部分で申

し上げたのと全く同じだと思います。

それから、3番目の稼働率については、先生がおっしゃるとおりなのですが、実は、いわゆるリスク分散というところで、万が一、いろんな偽造貨幣問題が起こって、短期間で回収しないといけないといった場合、それから、いわゆる天変地異の場合に対応する必要があるということで、基本的にリスク分散をベースにしつつ、実は正直申しまして、通常から相当な余裕を持っておいて、それで、そういう万が一の場合に備えるという体制をとっております。したがって、いわゆる民間ベースの稼働率からいきますと、本当に、「えっ？」というような感じになってくると思うんですが、それは突然の事情ということを考えてやっているということを是非ともご理解いただければと考えております。

それから、最後の各工場の点につきましては、まず担当課長から、現在のそれぞれの工場の役割、業務の概要について、ざっと説明させていただければと思います。

○ 上羅国庫課長

大阪でございますけれども、ここは本局で、企画立案すると同時に、貨幣の70%を製造してございます。それから、広島におきましては、貨幣の30%を製造してございます。それから、東京支局でございますけれども、ここにおきましては、貨幣の一部であります光沢性を持ったブルー貨幣を製造してございまして、いざというとき、有事の際の、省庁に近いところでございまして、通常貨幣のバックアップセンターとして機能してございます。それから、金属工芸品につきましては、本局と東京支局でそれぞれ分担して製造してございます。

○ 岡本臨時委員

今のお話ですと、東京があまり重要な役割は担っていないという感じなんではないでしょうか。

○ 小手川次長

東京はもう基本的な役割は、何か問題が起こったときのリスク分散という位置付けが非常に高いと思っております。実は私ども、これの点で参考にしますのが、アメリカの場合、生産拠点をやはり4つに分けております。それで、それぞれ東、西、中部と地域別に分けておりますので、現在、私どもの場合は、広島と大阪と東京と、大体そのよう

な地域ということがひとつ頭の中に入っております。

○ 森泉委員

やはり私も先ほどの印刷局と似たようなご質問になるかとは思いますが、今のご説明で、やはり貨幣以外の、周辺部分と言っではいけないんでしょうけれども、貴金属の精製など、純然たる貨幣の製造以外の部分を考えると、果たして全体として公務員の身分である必要があるのかというのは、いまだに、先ほどの例と同じく、納得できないわけですね。先ほども申しあげましたように、個別法での対応であるとか、就業規則での規定などで、いくらでも対応は可能であるということだと思います。

それで、先ほどの記念貨幣で偽造防止技術をいろいろとチェックするというお話は、分かったような気もするんですが、このために、あるいはほかの金属工芸品を製造するとかのために、これだけの組織を持っている必要がなぜあるかということですね。その辺のコスト意識というのはお持ちでいらっしゃるのかどうかというのを私は非常に疑問に思いました。

先ほど、通貨の製造部分と、その周辺部分みたいなものを分けるということは、組織がまた増えるからということをおっしゃったかと思いますが、組織を増やすのではなく、極論すれば、民間でできる部分は民間に回すのであれば、組織はもっとスリムになるという気はいたします。その辺について、なぜ公務員でなければいけないのかということのご説明を再度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどの印刷局のケースとあわせて、例えば通貨の部分だけは国家公務員で、それ以外の部分は別に分けて民間に完全に委ねるということも、例えばですが、一つの考え方としてあるのではないかという気がいたしますが、その辺どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○ 小手川次長

最初に、今日お手元に配付しております資料の後ろに添付資料ございまして、その6ページ、7ページ、8ページに、先ほど私、口頭で申しあげました偽造防止技術が実際にどういう形で、実際の分野で使われてきているかということの説明をさせていただきます。それからもう一つ前の4ページ、5ページを見ていただきますと、具体的な貨幣とメダルというものをいろいろ行ったり来たりしながら、いろいろな技術の開発をしてい

くというところが載っておりますが、今の先生の質問につきまして、どうしてもやはり技術者の育成というものはある程度時間がかかります。それで、当然この造幣局の内部でも、私が今言いましたような専門のところでも横断的に人事異動をやっていますので、そうすると、どうしても組織は一つにしたままで、身分を変えるというのは一定の限界があるのではないかと考えてございます。

もちろんそれは法律的には恐らくそのような対応が可能かもしれませんが、逆に言いますと、非常に極端な話をしますと、法律的な手立て、いろんな機密保持ですとか、そういうものをすればいいということでもあります。結局、一般的な話としまして、私ども通常震ヶ関で働いている公務員についても、それぞれの業務ごとにそういうふうな手だてをすれば、非公務員化しても問題ないという部分は、私が見る限り、相当程度ありますので、いわゆる法律上、可能だということと、それから、体制全体として、本当にどうやっていくかということは、一つの問題意識として持っていく必要があるのではないかと私を個人的に考えています。

それから、技術につきましては、実はこれは造幣が持っている技術というのは、残念ながら、今、民間には全くないというのが現実のところにして、この貨幣を造るときに使っているマシンには、大きく言いまして汎用性がある部分と、それから、全くオーダーメイドの一番中心になる最後に金属を刻印するプレス部分がございます。オーダーメイドの部分については、非常に守秘性が高い形で、工作機械自身をつくって、それでやっているところでございます。

各国を見ましても、やはりこの部分については、基本的に国がやっているということですので、私どもとしましては、もちろん業務の見直しはやっていくんですけども、基本的なところについては、これは偽造防止という観点から、どうしても発注者としても、しっかりやっていってほしいと思っているところでございます。

○ 黒川臨時委員

先ほど岡本委員が稼働率のところでご質問されたんですけども、実を言うと、稼働率が100%とか、データがすごくいいんです。みんな100%がずらっと並んでいたりして、ところが、その計算式が、例えば、端的に言えば、稼働日数分の実際に作業が行われた日みたいな計算の仕方なので、非常によく見える。先ほど次長は、お恥ずかしい限りだというふうにおっしゃったので、実は、実際にはそんなに動いていないが、そ

ちらから我々にいただいたものではすごくよく見えている。こんなにいいはずはない。だから、計算式は変じゃないかということをお岡本委員は質問したんですね。図らずも、お恥ずかしいとおっしゃったわけで、中身はそうだったというので、もうちょっと具体的に正確な把握ができるような統計数値を、私どもも一緒に考えたいと思いますので、示していただきたいということが1点。

それから、2点目は、やはり東京工場について、以前、私も何かのことで見せていただいたことがあるんですけども、確かに技術とかそういうのもとても大事なんですが、バックアップ、要するに、ある意味でのクライシス（危機）に対するマネジメントというんですか、危機管理のために百数十人、人員体制を維持していくということです。ほかにも勲章とかそういうのもあるのでしょうかけれども、その辺の、どこまで余裕度を見るかというのは非常に問題です。何かあったら、やっぱりつぶさなければよかったということになるのかもしれませんが、天変地異で、広島と大阪と一緒に駄目になるということが考えられるのかとか、そういうことも考えつつ、東京でどこまで今の体制を維持しておく必要があるのか、この辺はやっぱり抜本的に考えていただきたい、先ほど言った正確な稼働率も含めて、考えていただきたいと思います。

何かご意見がございましたら。

○ 小手川次長

私のほうが若干舌足らずでして、まさに私が最初に恥ずかしいと申し上げたのは、まさに今、先生がおっしゃった意味で申し上げました。それで、第2点につきましては、まさに委員がご指摘になったようなあれで、クライシスの場合に、どういう前提を置いて、それで、どれだけ支障があるということだと思っておりますので、その点につきましては、今後一緒に検討させていただきたいと思っています。

○ 森泉委員

私、最後のご質問にお答えいただかなかったような気もするんですが、例えば周辺部分はすべて民間に委ねてしまって、造幣局と印刷局を統合するというようなお考えはということに関して、先ほどお聞きしたと思うんですが。

○ 小手川次長

基本的にまず申し上げたいのは、一見、通貨という意味ではそっくりに見えるんですけども、一方は紙幣の製造、それから、もう一つは、いわゆる金属製品の製造ということで、まず製造品が全然違います。まさにこれは中心問題であるところの偽造防止技術も、したがって、紙幣のものと、金属、非金属と全く違います。したがって、私どもとしましては、統合してもメリットが全くないと考えておりまして、これは地域的にも言えると思っています。

ちなみに、いわゆる先進国については、印刷と造幣は全部別になっていまして、これもそのような、基本的に言えば中央銀行の紙幣であるという、中央銀行券と、それから、いわゆる国の貨幣というところの基本的な相違ということに根っこがあるのではないかと考えています。

○ 榎谷分科会長代理

ちょっと時間ないので申し訳ないんですが、印刷局と造幣局と比較して、数字の面で言いますと、資料の最後から2枚目に主要事業別人員・費用収益のデータをいただいているのがあるわけです。それぞれ印刷局、造幣局ありまして、その次に組織図があるんですね。これを見ると、資料のつくり方が違うのかもしれませんが、印刷局は、「その他」というところがあって、本局、研究所等が726名で、100億強の費用がかかっている。一方、造幣局は、「その他、経営企画・総合調整等業務」という部分があって、人数は165名で費用はゼロになっているんですが、これは費用配分の仕方が違うということを行っているんでしょうかね。つまり、データのつくり方が違うのかもしれない。

それからもう一つ、その次のページの組織図のところですが、印刷局は、4,963名いらっしやって、本局に581名いらっしやる。この数というのは、全職員の十数%に当たると思うんですが、民間企業と比較してはいけないのかもわかりませんが、かなり多い。財務部に52名もいらっしやる必要があるのかどうなのかというのが、単純に見ただけの話ですけども、ちょっと多過ぎるのかなと思います。

それから、逆に造幣局は1,075名いらっしやるんですが、総務部に153名もいらっしやって、これは15%にも相当するわけです。ちょっとこの辺の本部機能が果たして、この数が必要なのかどうなのかという、単純に思いましたので、今すぐ回答できるかどうか分かりませんが、この本部機能を効率化することも非常に大事じゃないかと思っています。つまり、印刷局では100億円ぐらいかかっている。多分造幣局のほう

でも、その他の業務に費用はかかっているんだけど、どこかのコストに配分されていると思うので、その辺のコストコントロール、人員の問題ですね。あるいは本部機能の問題を真剣にお考えいただきたいと思って、発言いたしました。

○ 小手川次長

その辺については、もう少し詳細な数字を準備させていただきます。

○ 河村臨時委員

私のほうはコメントなんですけれども、今の議論を拝聴しておりまして、印刷局は紙幣の印刷については別として、その他の業務をどう見直すかとか、造幣局についてもやはりコイン、貨幣の製造は別として、ほかの業務をどう見直すかというような感じで議論が進んでいるように印象を受けましたので、印刷局の紙幣であるとか、造幣局の貨幣の製造云々について考えるときに、ここはもう絶対に国が、それぞれの独立行政法人が担うことが当然の事業だからということで、それもそれでちゃんと理解できるんですけども、やはり先のいろんな仕事のニーズとかをきちんとご判断して、是非お考えいただければということをお願いさせていただきたいと思いました。

と申しますのは、実際、銀行券の需要がどれぐらいあるのかとか、貨幣の需要がどれぐらいあるのかということは、グラフもお作りくださって、お示しくださっているんですけども、やはり今のこのマネーの供給量云々というのは量的緩和の後遺症と言っていいかわかりませんが、そういう影響もありますし、他方で、電子マネーのような新しい技術革新の動きもあって、ただ、確かにこの日本というのは、よその国と比べると、非常に決済手段の中で、現金の割合が極めて高い。よその国にはないぐらい高い国であって、その一つの理由がやはり非常に偽造が少ないということ。国民が貨幣、紙幣を信頼して使うことができているということに起因することは、おそらく衆目の一致するところだと思います。

この偽造の少なさというのは、これまで造幣局なり、国立印刷局なりが積み上げてこられた技術の高さに裏打ちされたものだと、それは非常に敬意を表したいと思うんですが、さはさりながら、やはり全体的な仕事の量ということ、現金通貨そのもののニーズがどれぐらいになっていくのかということは、やはり一方で少し距離を置いて客観的にご覧いただければというのが私の意見であります。確かに災害があったときとか、い

いろいろ想定せざる事態があったときにどうするかといったバックアップとか、そういう機能を考える必要もあることは十分に承知できるのではありますが、これからのニーズがどうなっていくのかということを中心に客観的にご覧いただきながら、先の事業の再編等も併せてお考えいただけた方がいいのではないかなということ、以上、コメントでございます。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、造幣局につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

これから10分程度、休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

○ 富田分科会長

それでは、再開いたします。

通関情報処理センターの業務の概要につきまして、ご説明をいただきます。10分程度でご説明をいただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明お願いいたします。

○ 森川参事官

財務省関税局担当の参事官をやっております森川と申します。よろしくお願いたします。

資料1-3に沿いまして、通関情報処理センターの組織・業務の概要について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。通関情報処理センター、NACCSセンターと称しておりますが、これは最初の■に書いてありますように、昭和52年に認可法人として設立されまして、平成15年10月に独立行政法人になりました。業務内容は、端的に申し上げますと、2番目の■の①に書いてありますが、国際貨物業務を電子的に処理するシステムとして、通関情報処理システムがございます。これをNACCSと言っております。上の方に書いてありますが、Nippon Automated Cargo Clearance

Systemというものでございますが、これを運営している独立行政法人ということであり
ます。

NACCSにつきまして、3ページ目でご説明いたします。NACCSの概要ということ
でございますけれども、これは税関、それから、通関業者その他の国際貨物業務を
行う者のシステムでございまして、税関手続と、これとあわせて、関連する民間業
務、この民間業務というのは、それぞれの民間の国際貨物業者にとっての貨物管理とい
うことでございますが、これを一体的に処理する官民の共同システムでございまして、航
空貨物と海上貨物のそれぞれについてシステムがございまして、Air-NACCS、
Sea-NACCSとっております。

真ん中のちょっと下の方に利用者が書いておりますけれども、航空会社、船会社から
始まりまして、コンテナターミナルのオペレーターや保税蔵置場という、輸出入申告を
するときには、そこに置かなければいけないという場所があるわけですが、その
業者、さらに通関業者等々、さらに関税等の納税の関係で、銀行等も利用者として入っ
ております。官としては税関がいるわけでございます。合計1,588社、重複を除きま
すと、それだけの参加者がございます。

システムの処理率でございますが、その輸出入許可の件数に占めるシステムにおける
処理率をそこに書いてあります。大体90%台の後半まで処理率は高まってきておりま
す。

2番目の■に戻っていただきますと、基本的には税関手続と、それに関連する貨物管
理ということでございますが、近年は税関手続以外の関係省庁の手続も、このNACCS
を通じて行うことが可能になっております。例えばその貨物に係る通関以外の輸出入
手続である食品衛生あるいは動植物検疫等につきましては、その注意書きに書いてあり
ますように、すべてNACCSを経由して行われておりますし、平成15年以降は、港
湾手続についてもNACCSを経由して行うことが可能になっております。その注で書
いてありますけれども、NACCSから入る手続と、港湾EDIという、国土交通省の
システムから入る窓口がそれぞれございますけれども、そのうちの9割がNACCSか
ら入って行われているということでございます。

さらに下の3番目の■でございますけれども、近年の流れとして、今申し上げました
輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウとっておりますけれども、一つの窓口か
ら入って、すべての手続を処理するということの推進の母体となってやっておりますし、

さらに従来の専用回線以外にインターネットを用いた手続、net-NACCSと呼んでおりますけれども、それによる接続も進めておりますし、さらに官システムだけではなくて、民間の貿易関連システム、例えば具体例を申し上げますと、清水港の民間港運業者のシステム等との連携も図ってきております。

4ページ目は、それを簡単に書いた、どういうことをそれぞれの業者がやっているかということ、航空・海上貨物に分けて書いた絵でございます。

それから、5ページ目は、システム処理率の推移でございます、上が輸出、下が輸入でございますけれども、昭和53年に航空貨物の輸入について導入されまして、昭和60年に航空貨物の輸出についてもシステムが導入されました。さらに平成3年に海上貨物の輸出入、あわせてシステムが整備されまして、その結果、システム処理率が格段に高まりまして、輸出の合計で、右側に書いてありますけれども、システムの処理率が98%、輸入の合計でシステムの処理率が、これも98%弱がこのNACCSを通じて処理されているということでございます。

次に、6ページ目をお開きいただきたいと思っております。NACCSは平成15年の10月に独立行政法人になりまして、平成20年の3月までを第1期中期目標期間に設定しております。その間どのような実績を上げたかと。まず業務の効率化について、この6ページ目に書いております。まず、最初の○でございますが、システムの稼働率、これは不具合によるシステムの停止をゼロにするという目標、システム稼働率100%というのを目標に掲げておりましたけれども、これは平成18年度に達成しております。

それから、人件費を含む一般管理費につきましては、中期目標で平成14年度対比で13%削減するという目標を設定しておりましたけれども、19年度の予算では、これを上回る15%削減ということを目指すということになっております。

さらに、次の○でございますけれども、システムの関係の業務経費、ただし、これにつきましては、8年に1回、システムを更改するというので、常に既契約分がありまして、これにつきましては削減できませんことから、それを除いた経費をとっておりますけれども、これについて中期目標では、平成14年度対比で8%を削減するとなっておりますけれども、19年度予算では、これを上回る12%の削減を目指すことになっております。

こういったことを達成するために、これまで次の①、②、③と書いてありますようなことを実施してまいりました。1つは部の再編でございます、7部ありました部を5

部に削減しております。それから、地方事務所、13事務所ございましたけれども、これを4事務所に、東京、大阪、名古屋、福岡の4事務所に集約化しております。

それから、職員につきましても、132名おりましたけれども、これを115名まで、17名減らしております。こういった経費の節減、合理化努力を行ってきたということでございます。

それから、これは国でもやっておりますが、物品等購入の一般競争入札の適用範囲を、国の基準では160万円以上ということでございますけれども、これよりも低い100万円以上に拡大して、実施をいたしております。

7ページ目をお開きいただきたいと思います。業務の効率化以外に、NACCSセンターといたしましては、利用者サービスの向上も図っております。そこに4つ書いてありますが、電子メールによる新着情報サービスであるとか、あるいは新規の加入申し込みから利用開始までの日数の短縮であるとか、あるいは先ほど清水港の例を引きましたけれども、貿易関連の民間システム等の連携であるとか、あるいは地方事務所を統合するに際して、ヘルプデスクという問い合わせの回線要員を増強するといったようなことをやっております。この結果、平成17年度にセンターが実施いたしました利用者アンケートによりますと、5段階評価で、平均値が3.9ということになっております。

8ページ目をお開きいただきたいと思います。そのNACCSセンターが今後何を新たな課題としてやらなければいけないかということ、8ページ以降でお示ししております。まず第1が、これまで8年ごとに行ってまいりましたシステムの更改でございます。Sea-NACCSにつきましては、来年の10月、Air-NACCSにつきましては、再来年度に更改を予定しております、その中で、こういったことをやる予定であるかということはこのページで書いてございます。

Sea、Air共通のものとして、サービスレベルの維持向上、機能の改善、コスト削減、貿易関係書類の標準化、電子化というのを掲げておりますが、特にコストの削減のところで見いただきますと、重要なものとして、AirとSeaの間のハード、ソフトの可能な限りの共有化というのを系統的に実現しようと考えております。これまではAirとSeaのシステムは別々でございましたが、共有化をできるだけ図る。それから、システムのオープン化と書いてありますが、これはソフトをハードからできるだけ切り離して、特定のハードに依存しないシステムにしようということでございます。

それから、業務の統廃合と書いてありますけれども、類似の業務であるとか、あるいは利用実績が少ない業務につきまして、見直して、できるだけ統廃合をしようというものでございます。このようなコスト削減によって、現行のシステムに比べて、8年間ではございますけれども、75億円の削減を達成しようということを、その政府の最適化計画ということで計画しておりまして、これをできるだけ実現していきたいと思っております。

現在、ハード、ソフト等の官民の負担の比率は約6対4でございますから、その75億円削減すると、その分はこういったところに、官民両方に貢献してくるということでございます。

それから、次の9ページ目でございますが、Air、Sea共通のもの以外に、Seaにつきましては、これは国際物流のサプライチェーン関係者が多く、また、中小企業も多い。したがって、その自社システムの対応に限界があるという事情がございますので、できるだけ一貫した国際物流のシステム化が図れるように、NACCSを基幹システム化するというのを推進していこうと思っております。

他方で、Airにつきましては、海に比べてサプライチェーンの関係者が少ない、あるいはその大手もかなりいるということで、自社システムが整備されている利用者を対象に、そこに書いてありますような貨物管理の選択利用を認めるという方向でシステムを更改していこうと考えております。これが今後の課題の重要な一つでございます。

それからもう一つでございますが、10ページ目をご覧いただきたいと思えます。現在、官邸を中心にアジアゲートウェイ戦略会議というのが置かれまして、アジアゲートウェイ構想というのが検討されております。この貿易システムにつきましては、その中の重要な項目になっておりまして、主にそこに書いてあります3つの○で書いてありますようなことが議論されております。

1つは、次世代シングルウィンドウの構築ということで、これは先ほど申し上げましたNACCSシステム、特にSea-NACCSの更改に絡むものでございますけれども、輸出入、それから、その空港・港湾手続を一つの窓口から行うことが可能となる府省共通ポータル、次世代シングルウィンドウと、我々はこう言っているわけでございますけれども、現在、そのNACCSと港湾EDIの2つの窓口が存在いたしますが、これを府省共通の一つの窓口にするということを実施する。これは既に決まっておりますので、着実にやっていくということでございますが、あわせまして、窓口を一つにする

だけではなくて、NACCSと港湾EDIをシステム自体も一本化しようということで、その具体策を検討していくことが掲げられております。

それから、2番目の○でございますが、中核となる基幹システムの検討でありまして、その次世代シングルウィンドウ稼働後におきましても、地方の港湾手続や空港手続などを機動的に追加いたしまして、将来、特に港湾における中核となる基幹システムとして、その在り方を検討するということになっております。

それから、3番目の○でございますが、国内でのシングルウィンドウだけではなくて、国際的なシステム連携、例えばASEANシングルウィンドウという計画がございますけれども、それとの連携。そのASEANの中でも特にシステムが進んでいるマレーシア、あるいはASEAN以外でも韓国等とのシステム連携というのも模索していかなければいけないというふうに考えております。

11ページ目は、次世代シングルウィンドウについてのシステム最適化計画、それから、電子政府推進計画の抜粋でございます。

12ページ目は、本日、恐らく夜に公表されると思っておりますが、アジアゲートウェイ戦略会議の貿易手続改革プログラムの抜粋でございます。特にNACCSセンターの関係では、一番下のところの2行を見ていただきますと、「NACCSと港湾EDIとの一本化を視野に、その具体策とこれを運用するNACCSセンターの運営形態について19年中に結論を得る」ということになっておりますので、我々はこれを踏まえて、今後どういうことがあり得るか、どういふふうにしていくべきかというのを検討していかなければならないと考えております。

若干超過いたしました。私からは以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 森泉委員

それでは、二、三点お聞きしたいと思います。まずこのNACCSというのは、通関の情報処理に関するセンターだと思うんですが、他の行政の情報システムなどでは、運営は民間が行っているところもあるようでございますが、ご説明はなかったですけど

も、特に説明資料の一番最後のところなどを見ますと、使用料の収入で採算がとれているというような状況だと私は理解したんですが、そうであるならば、なぜ独立行政法人で実施しなくてはいけないのかということです。民間に開放するという流れでもいいのではないかというのが第1点でございます。

第2点は、実際は運営費交付金は出されておられませんけれども、利用料という形で国庫から支払われているということですので、利用料について、もう少し具体的に算定方法を教えていただきたいと思います。と申しますのも、実は国庫から支払われているという形態であるならば、運営費交付金こそもらっていないけれども、国民の税金から支払われているわけですから、効率的な運営というものを、表に見える形で示していただきたいということです。

それはその次のところにもかかわるんですが、システムが今年、来年、再来年にわたって、SeaとAirについて更改していくというお話でありました。それで、75億円の削減ができるというお話だったんですが、システムを順次新しくしていく、あるいはその18年度に稼働率100%ということでございますから、新しい、もうちょっと容量の大きいものに変えていくのかなという感じはいたしますけれども、当然その更改を利用料を下げるような方向に持っていかなければ、なかなか意味がない、効率的な運営といえないのかなという気もいたします。

今日、アジアゲートウェイに関して発表があるということでもございましたけれども、国際競争力のことも考えていくならば、その利用料をもうちょっと低下させていくことが必要ではないかと思うんですが、その利用料は、75億円のシステムの更改による削減によって、どのような形で反映されるのかをもう少しご説明いただきたいわけです。

要するに、独立行政法人で運営する必要性、そして利用料はどのように算定されているのかということと、今後に向けて次期システムの削減効果が利用料にどのように反映されるかという、以上、3点についてお聞きしたいと思います。

○ 森川参事官

まず最初のご質問、独立行政法人でなくても、民間でもできるのではないかというご指摘がございました。このNACCSセンターは発足の当初から、政府の、官の手続きであります通関手続と、それから、民の本来の仕事である貨物管理というのを一体としてやるということになっておるものですから、最初の形態としては認可法人をとり、独

立行政法人という形態に移行したわけでございます。確かに経費を官と民がそれぞれ負担するという形にはなっておるわけでございますけれども、これを完全に民にしていまいますと、その通関手続という官の手続がきちんとできるのかという問題がひとつございます。

それから、他方で、国がこれを全体をやるということになりますと、民の業務は切り離さないといけない。官と民を一緒にして効率的なシステムにするというシステムでございますので、独立行政法人という形を今とっているわけでございます。

それから、2番目の利用料の算定方式につきましては、これは算定方式という一つの方式があるわけではございませんで、個々の業務、我々は業務と言っておりますけれども、それぞれの手続を、官が負担すべき部分と民が負担すべき部分にそれぞれ細かく分解いたしまして、その料金といいますか、その負担割合を算定いたしております。

先ほど説明の中で若干触れましたけれども、このシステムにかかるソフトウェア、あるいはハードウェア等につきましては、その細かな算定の結果、利用者の負担分が全体の41%と、それから、国の負担分が全体の59%ということで、これまでやってきている。これがもし、算定の見直しの結果、変わっていけば、この全体の負担割合も変わっていくということになるかと思えます。

それから、先ほど、削減効果が75億円出ると申し上げました。これは先ほど申し上げましたように、それぞれの、官と民のそれぞれの負担の軽減ということに反映させていくということでございますけれども、これはまだソフト、ハード、入札中でございますので、具体的にそれを踏まえて、どのような料金設定ができるかというのは、センターにおきまして、その官民の利用者全員集めまして、今、議論を行っているところでございます。

ただ、先ほどのアジアゲートウェイの報告にもありますように、国際競争力を高めるためにシステムを使っていかなければいけないと我々も考えておりますので、可能な限り利用料金の引き下げというのを図ってまいりたいと思えます。

ただ、一方で、先ほどシングルウィンドウという話が出てまいりましたけれども、その通関以外の、ほかの官の手続も一緒にやったほうが効率的ではないかという声はかなり出ておまして、その場合には、その官の手続が増えるということになりますので、どういう形で今後検討が行われていくか、まだ予断は許しませんけれども、その場合には、官の負担分は増えるということになるかと思えます。

○ 森泉委員

独立行政法人で行わなければいけないという理由は、まだ私としてはあまり納得していませんが、実は実際のこのシステムの運営というのは、民間に年間支出で七、八割方、委託している。それにもかかわらず独立行政法人が運営をやらなければいけないということはないと、実情を考えればなおさらそうではないかという気がいたします。

それから、先ほど、ほかの国の仕組みを増やすかもしれないから、手数料はどうなるかわからないということをおっしゃっていましたが、そのアジアゲートウェイの構想があるならば、まず国際競争力を高める、そのために手数料を下げるということをやはり目標として考えなければ、当初アジアゲートウェイの構想もなかなか達成できないのではないかと思います。

○ 松田臨時委員

今の森泉委員のお話に関連するんですけれども、仮に国としてやるべき業務であるとしたときに、重要なポイントは、システムの調達、いかに有効なシステムをいかに低コストで調達し、運用していくかということで、運用の部分はアウトソーシングでやっていращやると思うんですけれども、調達に関しては、やっぱりそのプロが必要だと思うんですね。だから、実際にそういう役割を担っていく上での人材が、そういう構成になっているのかどうかということをお尋ねしたいんですが、私どもお聞きしたところ、資料を見ますと、かなり官民の出向者の方が多くいращやると。その方々は、通関業務の専門家ではあっても、そういう情報システム、非常に複雑なシステムの調達の専門家であるとは必ずしも限らないと思いますので、その点についてはどのように対応していращやるのか、教えてください。

○ 森川参事官

このNACCSセンターの人員の中で、国からの税関関係者の出向が多いというのは事実でございます。それに対して、必ずしもシステムないしその調達のプロではないのではないかとございまして、税関の中でも、システムにつきましては、従来から、昭和53年からこのシステムを導入いたしまして、専門家がかなり育てております。また、一部、調達等につきましては、その会計事務をした職員が出向して

いるという実態もございまして、今の状況でもかなり専門的な、専門家としてやっているのではないかと考えております。

もちろんこのまま税関の職員の出向をずっと今の規模で続けていっていいのかというのは、我々も考えてございまして、民間から採用する、あるいはセンター独自に採用するというのも必要ではないかと考えて、徐々に増やしてはきておりますけれども、なかなかその適材が採用できない、来ていただけないこともございまして、今後そういった努力を更に続けていかなければいけないと考えております。

○ 松田臨時委員

ありがとうございます。ということは、やはり現状として、本来必要な、企画であるとか、調達であるとかというところに当てられる人員よりも、それ以外の、極端な話、だれがやっても、どこがやってもいい仕事に当たっている方がまだかなり多くいらっしゃるかと受けとめられるんですけども。

○ 森川参事官

ちょっと私の言い方がまずかったかもしれませんけれども、税関の職員の中では、かなりシステムに詳しい人間、あるいは財務省全体の中から会計に詳しい人間、そういった人間を送り込んでございまして、誰でもできるような仕事をやっているとは全く考えておりません。

○ 松田臨時委員

その人員の規模が、本来ほんとうに果たすべき、そういう企画、調達、機能に必要な人材の人数であるかどうかというあたりを、また次回で結構ですので、なかなか人員の妥当性というのがどういう形で示せるのかは難しいかと思っておりますけれども、そのあたりの情報もいただければありがたいです。

○ 森川参事官

かなり人員も削減してきておりますので、かなり効率化はできてきていると思っておりますけれども、我々としても今後検討していかなければいけないと考えております。

○ 黒川臨時委員

今回、新たにまた次年度の8年間のシステムを構築するというので、これは私どもが伺っているのは、開発はNTTデータに委託しているというのは、そのとおりですか。

○ 森川参事官

今回から入札にいたしまして、更改、システムの調達をやっておりますけれども、これは入札を行っております。

入札が終わった段階で、ハード、ソフトとも、結局、落札したのはNTTデータでございます。

○ 黒川臨時委員

そうですか。そうすると、先ほどの松田委員の質問とも絡むんですが、現在、百何人かいらっちゃって、その中にシステムに関係する方もいらっしゃる。でも、開発自体はNTTデータがやるということになると、ここの情報センターの人員の機能というんでしょうか、それと開発とはどう関係するのか。それから、そちらの面で国からの出向者の役割はどうなっているのか、この辺をお伺いしてよろしいでしょうか。

○ 森川参事官

今回の入札におきましては、まず仕様書を決める必要があるわけです。どういったシステムをつくるのか指令しなければいけないわけです。それに当たっては、まず最大のユーザーである国がどのような通関システムを目指すのかということを受けまして、それを考える。それから、一方で、その利用者の側からも具体的にこういう手続をしてほしい、あるいはこういう手続はやめてほしいという要望がございますので、それを受けて、仕様書をつくりました。そこの調整及びその仕様書の作成というのを、システムの開発においてはやっております。それに基づきまして入札を行いまして、結果的に今までのノウハウを蓄積しているNTTデータが落札したということでございますけれども、その入札に基づいて契約書を結んで、それに基づいてNTTデータが今後具体的な開発をしていくことになろうかと思えます。

○ 黒川臨時委員

そうすると、その後、実際にこの次世代のシステムが稼働した後、どういう人たちが必要なのか、またずっと、次世代のシステムが稼働しているときにまた、例えば開発部隊は必要ということでしょうか。それから、運営に当たって、実際に国から行っている人たちも何を仕事とすることになっているのか、その辺、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

○ 酒井事務管理室長

NACCSの職員は、プログラムのソースを書くというスキルは持ち合わせておりませんが、どういうものをやるかということで、税関、それから、関係される民間の団体の方々から意見をお聞きして、それで、実際に港に行き、どういうことをどういうふう
に処理すると一番効率的に処理ができるのか、どこがボトルネック（隘路）になっているのか、それをシステムでどこまで代替できるのか、そういったことを考え、それから、
入力項目、入力のフォーマット、それを国際標準であるコードを使う、それをE D I F
A C Tでやるのか、XMLでやるのか、そういったものを決めていく。そういったのを
決めていって、指示するのがセンターの役目でございます、その指示を受けて、実際に
コーディングをするのがN T Tデータの役割となっております。

そして、ご指摘のありました開発のときが終わればということでございますが、今、
A i rシステムとS e aシステムと2つ持っております、少し時期がずれて、今回は
1年という形で重なりますけれども、そういったところのずれ、それから、関税法と申
しますのは、毎年、何がしかの改正がございます、そこでプログラムを修正する、訂
正していく、あるいは追加をしていく。これは我々税関側からの要望ばかりではなくて、
民間側からも、新しくこういう業務をやってほしい、こういうふうに変えてほしいとい
うご要望が毎年出されてまいります。それをまた関係者の方々、利害関係者の方々、い
ろいろたくさんございまして、船会社のご要望ばかり聞いておりますと、通関業者の方々
と利害が一致しない、そういった相反する利害を調整して、皆さんに喜んでいただくよ
うな、そういったシステムに落とし込んでいき、開発を今度はN T Tデータなり、そう
いったベンダーに指示をする、こういった役目がセンターの企画担当といえますか、開
発担当の役目となっております。開発のときに、確かに人の手当を厚くいたしまして、
膨張はいたしますけれども、その後はまた少し減らし、今度は逆にユーザーからのご要
望を、フィードバックをお聞きする方向に人を増やして、本当に目論んだとおりの効果

が出ているかどうか、どこをどう修正していかなければいけないのか、30年というのはそういった集大成でございまして、それで、よりよい、使い勝手のいいシステムというのが今までもできてきましたし、今後ともそういうふうにしてまいりたいと考えております。

○ 阿曾沼臨時委員

ちょっと1つだけよろしゅうございますか。今のシステムの開発なんですけれども、これは入札仕様書をつくられる場合の市場調査はされたんでしょうか。

○ 酒井事務管理室長

はい、しております。そして、今回、この入札には参加しないコンサルタントをお願いいたしまして、そういったところを通じまして、情報を得て、最適化計画、それから、その前に行われました刷新可能性調査の結果も反映して、センターがしっかりとつくったものでございます。

○ 阿曾沼臨時委員

わかりました。何社応札でしたか。

○ 酒井事務管理室長

2社でございます。

○ 阿曾沼臨時委員

2社。これは総合評価方式ですか。

○ 酒井事務管理室長

はい。総合評価方式でございます。

○ 阿曾沼臨時委員

メンテナンスは外注されているんですか。

- 酒井事務管理室長
メンテナンスはこの後、まだ今のシステムは外注しておりませんが、新しいシステムはですが、この後にまた入札の予定であります。

- 阿曾沼臨時委員
今回は何年間ぐらい使う予定にされているんですか。

- 酒井事務管理室長
今のところ8年、新システムについては8年間を予定しております。

- 阿曾沼臨時委員
今までの経験の8年で、今後の8年が大体どのぐらいの経費がかかるか予測されて、その上で経費削減で、どのぐらいの費用対効果が見込まれるかというのは、厳密に、客観的におかしくないような計画を立てていらっしゃるということで理解をしいいんでしょうか。

- 酒井事務管理室長
それが最適化計画で立てておきまして、それを若干上回る成果が、入札の結果、出てきておりますが、まだ全部は済んでおりませんので、今、森川が申しました程度の75億円程度が出ておるといってございませう。

- 阿曾沼臨時委員
あと今後8年間の間に、各府省だとかいろんなシステムとの連携があると思いますが、さっき標準化という問題が出ましたけれども、コードの標準化、共通化だとか、用語の標準化とか、いろんな問題がものすごく山積みだと思うんですが、それについては、例えば府省として相当な指導力を発揮して、いわゆる標準化の推進というのは、推進されると思うんですが、それについては何か具体的な計画というのはお持ちでしょうか。

- 森川参事官
まだそれは具体的に持っておりませんで、先ほどアジアゲートウェイ構想の中に書か

れておりました港湾EDIとの統合をまず第一弾にやろうということで、国土交通省とは話を始めているところでございます。

○ 阿曾沼臨時委員

きっとこれは、今後システムが本当に機能していくために、この標準化というのは問題であって、ものすごい歴史のあるシステムであるとすれば、この30年の集大成であれば、その計画があるということが普通なのではないかと思いますが、これから考えるということになると、やっぱりちょっと後手後手に回るのはないかということをお慮するんです。結局やはりコストがかかってしまう、きちんとした標準化計画だとか、いろんなものができていない、例えばプロトコルの関係で、ある程度の計画ができていないと、あるいは経費削減ができないのではないかという危惧を持つんですが、その危惧は持つ必要はないとお考えですか。

○ 酒井事務管理室長

ご指摘のありましたところでございますが、最適化計画で、プロトコルは統一し、府省共通で統一して、同じものを使っていこうと、これはそういう意味で進めております。

○ 富田分科会長

それでは、通関情報処理センターにつきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、日本万国博覧会記念機構の業務の概要について、お話を伺います。

それでは、日本万国博覧会記念機構の業務の概要につきまして、10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 藤岡次長

財務省の理財局次長の藤岡でございます。座って説明させていただきます。

お手元でございます資料1-4でございます。1ページをお開きいただきたいと思いますのでございます。

ご案内かと思いますが、日本万国博覧会の概要でございますが、昭和45年3月15

日から183日間にわたって行われました、アジアで初めて、我が国の国民的行事として開催された万国博でございます。入場者数は6,422万人、当時、史上最大の規模で、成功裏に終わったわけでございます。一昨年、これも成功裏に終わりました愛知万博の入場者数が2,205万人でございます。おおむね3倍規模という極めて大規模な、まさに国民的な行事として開催された博覧会でございます。

この博覧会の成功を受けまして、日本万国博覧会記念機構の前身としての認可法人日本万国博覧会記念協会が昭和46年9月1日に設立され、その後、平成13年の閣議決定に基づきまして、本独立行政法人日本万国博覧会記念機構が設立されたところでございます。

所在地は大阪府吹田市、出資額は約1,220億円、国が53%、大阪府が47%を持つ法人でございます。前身の昭和46年の協会設置時、当初出資額、約478億円ございましたので、順調に経営が推移し、このような規模になってございます。

国による予算措置。本機構につきましては、運営費交付金等を受けた実績はございません。

収支状況は、17年度で1億8,500万円の黒字でございます。

役員は5名でございます。理事長は民間の関西経済界のご出身の方でございます。職員数は48名でございます。ちなみに、財務省からのOB、役員5名のうち1名、職員数48名のうち2名出向というような状況になっております。

次のページでございます。万博機構の目的と業務内容でございますが、これは万博機構法第3条に端的に書いてございますが、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万博の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、万博記念基金を設けて、これを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念するというのが目的でございます。したがって、日本万国博覧会記念協会から引き継ぎました実物資産、金融資産、これを2つの事業を一体としまして、すなわち公園事業、基金事業として運営を行っているところでございます。

引き続きまして、3ページでございます。3ページに公園事業の概要がございます。国と大阪府から出資されました万博跡地、約259ha、これを緑に包まれた文化公園として整備・運営する事業でございます。

一番主軸を占めますものは、自然文化園。これは98.5ha。日本庭園が26haで

ございます。このほか自然観察学習館、文化施設、スポーツ施設、レクリエーション施設等が運営されているところでございます。

注がでございます。※につきましては、民間運営委託、管理運営業務の委託でございます。※※は国立民俗学博物館が運営をいたしております。※※※は大阪府が委託いたしました財団法人大阪国際児童文学館が運営されております。大阪日本民芸館、中ほどのスポーツ施設のテニスコート、フットサルコート、アメリカンフットボール球技場、あるいはレクリエーション施設、エキスポランド、パークゴルフ場等が、民間が委託を受けて運営をしているところでございます。

続きまして、この大宗をなします自然文化園、日本庭園に関連いたしまして、4ページでございます。大変息の長い事業でございます。自立した森再生への取組でございます。東京で一番有名な例は、明治神宮の森でございます。明治神宮の森も原野から人工林の形で、自然林に等しい森をつくっていく、息の長い事業をやっておられますが、万博につきましても、1972年当時、植栽が始まりまして、20年、30年とたつて、最終的には100年先を目指すべき森のイメージを持って、現在、森林育成を、森の再生を行っているところでございます。これは主に京都大学の先生方を中心に、温室効果ガスの吸収等の環境問題、あるいは都市部におけます緑地再生等への貢献が期待されているところでございます。

引き続きまして、基金事業の概要でございます。次の5ページでございます。国内外における日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動、または国際相互理解の促進に資する活動に対しまして、助成金を交付いたしております。加えて、社会的注目度、資金的な必要性なども考慮いたしまして、重点事項を決めているところでございます。

基金残高185億円でございます。これは当初、昭和46年当時、発足当時、155億円で発足いたしましたが、現在、185億円の残高となっております。国債、地方債、政府保証債、その他主務大臣が指定する資産で、安全・確実に運用がなされているところでございます。

また、基金の助成に当たりましては、当然のことでございますが、公正な審査体制の確立が肝要でございます。外部有識者をメンバーとする基金事業審査会、委員長は、兵庫県立大学の熊谷先生をお願いをいたしておりますが、これを設置いたしまして、それぞれを専門的な見地から審査するために、人文・社会部会、理工部会、生物部会、国外

事業者部会等の委員会を設置しているところでございます。

6 ページ、第 1 期中期目標期間の課題と実績でございます。平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 1 期中期目標期間におけます課題に対する取組は、計画を上回る成果を達成いたしております。

また、自然文化園等の公園でございますが、公園入場者数も順調に増加してきているところでございます。また、運営に当たりましては、出資者である大阪府を含めまして、地元自治体、関西経済界等各界の意見も反映して行っているところでございます。

業務の効率的な処理、その他多くの課題がございます。その中で、まず業務の運営の効率化でございますが、業務の効率的な処理、企画立案等を除きます約 9 割を外部委託化いたしております。これまでの規制改革等の趣旨を踏まえた積極的な民間開放によりまして、約 9 割の外部委託化を実現いたしております。人員も 14 年度末 58 名から 48 名、17.2%の削減を行っております。

組織再編によりまして、業務運営体制の大幅なスリム化をいたしております。4 部 10 課、これを本年 4 月に、2 部 5 課 1 センター。センターというのは、課相当でございますが、実質、2 部 6 課の体制になっております。

また、経費の削減、競争的契約の拡大を行うこととし、17 年度の入札割合は 9 割弱になっております。人件費を含みます一般管理費も大幅に削減いたしまして、対独法化前、14 年度に対しまして、21.6%の減。競争的な契約の割合も拡大いたしております。17 年度実績 86%になっております。

随意契約は、高度専門的な特殊技術を必要とするものに限定をいたしております。その他必要な審査、あるいは公表を行い、契約の公平性及び透明性を確保しているところでございます。

7 ページ、提供サービス等の業務の質の向上でございます。公園事業、公園の入場者数につきましては、先ほども申し上げましたが、対独法化前と比べまして、16.6%の増加になっております。利用者ニーズに基づく整備あるいは開園、閉園時間の柔軟な設定、民間の発想を生かしたイベント開催等と、また、積極的な広報活動を行っているところでございます。また、体験型自然学習サービスの充実を含めまして、特色を生かした公園事業の推進のため、その核となる組織としまして、自立した森再生センターを設置し、研究機関、NPO と連携した事業体制を推進しているところでございます。また、太陽光発電あるいはバイオマスエネルギーの有効利用と、これも行っているところでござ

ざいます。

基金につきましても、客観性・透明性のある助成制度を確立いたしておりまして、さきに申し上げましたが、基金事業審査会等外部有識者による選考手続等を確立したところでございます。

また、先ほども申しましたとおり、確実に利益を計上し、国及び大阪府から運営費交付金等の財政支援を受けない、独立採算を前提とする健全な業務運営を確保しているところでございます。

8ページ、今後の課題でございます。これは申すまでもございませませんが、万博を記念する事業を行う法人でございますので、環境問題、教育問題、福祉問題等が複雑化する中で、人と自然の共生への取組、これに配慮する必要がございます。

また、国際万博でございますから、国内外の多様な文化的な活動、国際相互間の理解の促進も一つの重要な観点でございます。

今後の課題といたしましては、当然でございますが、業務の重点化、効率化、利用者ニーズにマッチした運営、あるいは利用者の安全を優先した運営、あるいは、引き続き独立採算を前提とした運営、あるいは規制改革の趣旨にのっとりた運営、あるいは人件費等の削減等々、あるいは随契の見直し等の業務の一層の効率化が必要であると考えているところでございます。

9ページ以下、昨年ご議論ございました第3次答申、規制改革・民間開放推進会議の報告等でございますので、ご高覧に供したいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました日本万国博覧会記念機構の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 黒川臨時委員

それでは、少し質疑応答という形で、何点かご質問させていただきます。

懇切丁寧にご説明いただきましたところですが、まず第1番目に、公園事業でございます。公園事業について、3ページに6つぐらい大きな柱がございますけれども、

この中の、最近、大変な不幸な事故がございましたレクリエーション施設、このレクリエーション関係のものを公園事業として、この機構がやるその意義をまずご説明いただきたいと思います。

○ 藤岡次長

本事業につきましては、万国博覧会期間中におきましても、エキスポランドという、実は同じ場所、同じ名称で遊園地施設事業が行われておりました。この扱いにつきましては、幾つかの考え方があろうと思いますが、やはり一番大きく決め手になりましたのは、昭和44年5月でございましたが、万国博関連隣接都市市長会、これは吹田市等7市でございますが、ここからの要望書が出てまいりました。この中で、やはり日本万国博覧会の事業として行われた事業であるので、引き続いてこれを継続してほしいということがございました。そのような要請を受けまして、本事業として行っているところでございます。

あるいは、次の質問に関連するかと思いますが、ただ、遊園地事業といえますのは大変に専門性がある事業でございます。したがって、遊園地の経営が豊富な経験、専門知識が必要であるということから、運営開始当時から専門の事業者に対しまして、管理運営業務委託を行っているというところでございます。

○ 黒川臨時委員

そうしますと、管理運営委託はしたけれども、当機構にとっては、本来の活動の一つであると、このような理解でよろしいですね。

○ 藤岡次長

冒頭にご説明を申し上げましたが、私ども万博機構法の3条にございます、日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備をすると、そういった意味のその中に一環となる一つの施設であると思っております。しかしながら、これは実は併せてご覧になりましたら、民族学博物館であるとか、あるいは民芸館であるとか、それぞれに専門性を要する事業がございますので、具体的な運営につきましては、包括的に業務運営管理を求めているところでございます。

○ 黒川臨時委員

そこはわかりました。そうしますと、先ほどの私の確認ですけれども、それはそうだといいことでよろしいですね。そちらの本来の業務の一環であるということは、それでよろしいですね。

○ 藤岡次長

おそらく先生の質問が、私どもとしまして、どういうことかということですが、先ほどご説明したとおりの、繰り返しますが、万博法に基づく、緑に包まれた文化公園として整備され、その適切な運営を行うと書いてございますが、その趣旨にのっとり行われておりますが、個々具体の運営につきましては、これはエキスポランドに限りませんが、それぞれの事業の特質に応じた運営形態、あるいは契約形態をとっているというところでございます。

○ 松田臨時委員

ちょっとよろしいですか。運営というか、運用、オペレーションは、アウトソーシングをしているけれども、経営は、そちらの組織でやっていらっしゃるわけなので、そちらの主要業務だという認識でよろしいですか。

○ 藤岡次長

私どもが行っております業務は、それぞれに非常に重要な業務と思っておりますので、あえて主要な業務という頭の整理はいたしておりませんが、万博機構が、万博機構法3条の規定に基づいて行われております文化公園の一環として行われているという事業でございます。

○ 黒川臨時委員

わかりました。よくわからないけれども、よくわかりました。それで、実はその後、そちらも慎重になっているのは、その後なんです、そうすると、この各委託施設の運営管理に関して、委託先の選定とか、その後の委託後の監督、こういうようなものが本来そちらの機構の仕事をアウトソーシングしているということであれば、全くもって無関心というわけにはいかなかったのではないかと、私どもは一般的に考えるんですけれ

ども、その辺で、委託先の選定及びその後の委託先に対する管理、モニタリング、これほどのような体制で行われていたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○ 藤岡次長

委託先の検討に当たりまして、当時、事業を行っておりました事業者を含めまして、非常に多くの範囲の事業者の方々にも、あるいは地元の方々にもご相談させていただきましたが、結果といたしまして、本事業を積極的に受託する事業者がなかったという事情にあったと聞いております。したがって、本来、万博時代に運営に関係されました事業者を中心といたしまして、本株式会社エキスポランドが設立されたと聞いております。

それから、今回の事故についてでございますが、これについては、本管理業務委託契約に基づきまして、当然でございますが、施設の管理につきましては、善良な管理者の注意をもって維持すべき善管注意義務に始まりまして、利用者の保護につきましても、株式会社エキスポランドが負うという契約になってございます。

他方、本件事故にかかります遊戯器具につきましては、株式会社エキスポランドの所有にかかる施設でございますが、建築基準法に基づきます諸規制は、施設器具の所有者にあるというのが法律に明確にございますので、そういった建築基準法上の義務、あるいは独立行政法人万博機構との間の民事上の義務、これにつきましては、株式会社エキスポランドにあると考えております。

○ 黒川臨時委員

そうですか。そうすると、その後のこの株式会社エキスポランドがどのような運営の仕方をしているということについても、全く関心もなかったと理解してよろしいですか。

○ 藤岡次長

当然でございますが、万博機構は、契約の忠実な履行を求めている立場でございます。したがって、契約に、これは乙と書いてございますが、株式会社エキスポランドの利用者の保護の義務を定めるほか、当該企業に対しまして、相当頻繁な程度におきまして、この注意を促しておるということでございます。ただし、非常に重要なことでございますけれども、あくまでも法律上の義務、これは行政法上の義務、民事上の義務、あ

るいは刑事上につきましては、株式会社エキスポランドにあるものと、私どもは考えております。

○ 黒川臨時委員

そうすると、本来、そちらの公園事業の一つの柱である事業だけれども、アウトソーシングしてしまえば、それは法律関係が責任はないけれども、その途中段階でのモニタリングも何か頻繁にお聞きしていたというような程度で済んでいたということですか。どのようなモニタリングをされていたのかを私はお聞きしたんですけども、具体的にどのようなことをされていたのか。

それからまた、もう一つ具体的に言えば、株式会社エキスポランドの現在の財政状態、そういうようなものもずっと把握はされておりましたか。教えていただきたいんですが。

○ 藤岡次長

これは、詳細なことにつきましては、現在まさに刑事事件、あるいは建築基準法に基づきます特定行政庁、実際は吹田市でございますが、等の刑事上の捜索あるいは行政法上の調査が行われているところでございます。そういった意味で、私ども、今、委員の質問されているお立場、どういうお立場で言うておられるかということは理解するところでございますが、繰り返しでございますが、法的な責任関係については、今、委員もそういうふうに言うていただきましたが、そのとおりのものだと思っております。

具体的には、折入って言いますと、例えばこういった連休中でございますので、4月24日に、エキスポランドに対しまして、万博機構の管理担当者から口頭で安全な運営管理の要請、あるいは、これは常時でございますが、週2回ないし3回程度、エキスポランドに対しまして、安全な管理の運営の要請を行っているとのことでございます。しかしながら、これはほかの事業もそうでございますが、あくまでも管理運営業務委託契約に基づきまして、株式会社エキスポランドに責めのある、法律的な責めのあるという契約でございますので、そういった前提で、私どもは今ご説明を申し上げている、そういうことでございます。

○ 黒川臨時委員

わかりました。それはわかったので、では、株式会社エキスポランドという会社自体

の評価、評判、財務内容等も含めて、これはどのように把握されておりましたか。

○ 藤岡次長

私どもはいわゆる行政庁の立場で、株式会社エキスポランドが直接見えているわけではございません。非常に多くの、先ほど申し上げました外部委託の割合をご覧になりましたらおわかりになるかと思いますが、独立行政法人は、株式会社エキスポランドを含めまして、非常に多くの企業と契約を結んでいることは承知いたしておりますが、これはまた民事上の契約の問題でございますが、私どもが万博機構から報告を受けているところによりますと、万博機構と当該企業との契約に基づく以上も、以下のものでも関係はないわけでございますので、そういった意味で、当然に事業は、契約の事業は当然行っていただく必要があるわけでございますが、契約を超えて、会社の財務につきまして、これはほかの委託業者の関係も同じでございますが、それについて財務内容について云々する立場ではないということをご理解をいただきたいところでございます。

○ 黒川臨時委員

いや、云々する立場ではないんですけれども、例えばこういう事業は非常に人命にかかわる事業を委託している。その相手先の、特にまた、株式会社エキスポランドには、この独立行政法人は委託収入として、毎年約3億円収入が入ってきている。要するに、賃貸料を取っている。こういう関係にあるわけですね。ですが、この相手側が、きちんと持続可能な経営を行っていて、それで、管理運営、そういう安全性に対しても、かなりコストをかけられる状態であるのかどうか。そういうようなものは、当然把握されていてしかるべきだと思います。そうでなければ、この3億円の委託収入が、本当にこれが、かなり相手にとってはきついかもしれない。そういうような責任はあると思うんです。責任というか、契約を決める段階で。だから、相手の財務内容も知ってなくては行けない。要するに、この独立行政法人の主たる事業の一つであって、その事業としては、安全に人々のためにサービスを提供するという、そういうもので委託をしている。その安全性がきちんと行われるであろうということが合理的に推論できるような状況であるかどうかを必ずチェックしていく必要はあると思うわけでありまして。それで質問をしているわけでありまして。

○ 藤岡次長

2つ問題を、繰り返してございますが、申し上げたいと思います。

本独立行政法人に限らず、独立行政法人が民間の事業者と委託契約を結ぶ場合は多々ございます。本独法につきましても、それにつきましても同様に株式会社エキスポランドと結んでいるわけでございますが、その他の法人とも大変多くの契約を結んでいるわけでございます。その際に私ども大事なことは、私どもというのは、万博機構として大事なことは、成果物として提供されます先方の事業、これが管理業務委託契約に基づいて、忠実になされているということは極めて重要なことでございます。しかしながら、それ以上を超えて、これはそういうことが、あるいは総務省の独立行政法人評価委員会としてのご意思であれば、一般論としてのご意思であれば別でございますけれども、そういった独立行政法人のなす委託契約の、相手先企業の財務内容に契約を超えてあたかも主務官庁のような監督権限を与えるというのは、少なくとも現在いただいております独立行政通則法その他の法令では求められていないということでございます。その点をご理解を是非いただきたい。

それから、第2点でございますが、建築基準法上、当該遊戯施設は、エレベーターと同様の昇降機等という概念にあるわけでございます。そういった建築基準法上の規制、これは直接は国土交通省のご所管でございますし、法定受託事務としての特定行政庁たる吹田市役所がなさっていることでございますので、その点についての専門性を含めた規制、これにつきましても、今、種々議論になって、私ども十分承知しており、そういった議論の方向の中で是非解決されるべきものであらうと思っております。

○ 松田臨時委員

組織の人材、定員と費用、人件費の件ですが、組織の人数が、職員の方、約50名いらっしゃるって、17年度の損益計算書を見ますと、人件費、約6億円なんです。そのお仕事の中身をこの組織図で見ますと、今いわゆる一般事務というか、事務、企画で、50人で6億円というのは、民間の企業でこういう事業をしているとき、ちょっと考えられない金額だと思いますので、どのような専門家がいらっしゃるのかお聞きしたいというのが1点。

もう少し詳しく見ますと、基金事業に関しましては、17年度の損益計算書で2億9,000万円の支出ですけれども、先ほどの基金事業のご説明ですと、実際の交付金額実

績が1億9,000万円ですよね。ということは、2億9,200万の費用を使って、実際の交付実績が1億9,000万円ということで、これはやはり、例えば民間のNPOでいろんな交付をしたりする割合から考えると、実際に交付される金額の割合が少ないのではないかと思ったりするんですけども、管理の全体、あるいはこの基金事業に関しましても、少し負荷が大きいのではないかとお見受けするんですが、その辺いかがでしょうか。

○ 藤岡次長

後者の計数につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

前者の話でございます。これも48名おまして、実は私ども、財務省の出向者2名でございます。そういった意味で、いわゆる主務官庁の天下りが多いといった意味では、あまりそういうふうにとらえている法人ではございません。中にプロパー職員が48名中28名でございますので、プロパー職員が非常に大きな法人でございます。その他、大阪府庁からの出向者も来てございます。こういった職員につきましては、相当に勤務年数が今、高くなってきておりますので、そういった意味では、むしろ私ども、総人件費の削減ということは、先ほどの資料のご説明いたしました、定員を減らすという形を含めまして、非常に現在、削減を図ってきているところでございます。

それから、やはりこれは国全体の閣議決定等ございますので、行政改革の趣旨にのっとりまして、国家公務員の給与水準の改革、これを見ながら、必要な改善をこれからも行わなければいけないと私は思っております。

○ 河野国有財産業務課長

続けて2点目の基金事業の運用収入と実際の助成金の決定額の関係について補足説明させていただきます。基金については185億円の残高がございます。安定的な運用をすること。その運用利益の一部をもって、助成に充てるということになっております。同時に、運用収入は公園事業にも充てる。これは法律で書かれております。したがって、具体的に申し上げますと、17年度の場合でございますと、基金の運用収入は3億5,600万円ございましたが、まず公園勘定への繰り入れ、1,500万円。この基金事業を行う人件費に管理費等含めまして、6,800万円、その上で助成金の決定金額が2億3,800万円。基金の支払いは、事業報告を審査して、適正であるということを確認

認した後に支払いを実行いたしますので、時点によって違いがあるというのはご了解いただきたいと思います。今、私、17年度の実績でご説明をさせていただいております。

非常に運用が低金利のもとで、平均利回りとしましては、1.8%程度にとどまっておりますが、実は過去からの累積で申し上げますと、173億円を基金事業として助成交付した実績を有しております。昨今の運用情勢の中で、それだけの規模に縮小せざるを得ないと。これは財源が運用収入に頼っているというものであるということで、ご理解賜りたいと思います。

あわせて、人の関係でもご質問ございました。基金事業を担当しておりますのは、職員としては4名、プラスその管理者として1名で、5名でございます。5名は、先ほどの人件費に相当いたしますが、当然これは全体の業務の効率化の中で、他方、助成決定プロセスの客観性、透明性を確保するという、外部審査体制を充実する。さらに事後評価制度についても外部審査、民間の知見を活用するシステムをつくるという形を、4人プラス1名の5名程度でやっておるといところでございます。

ここをさらに今後どういうふうにも民間開放していく余地があるかという点については、もちろん課題ではございますが、相当限られた人数で事業をやっているということをご理解いただきたいと思います。

○ 松田臨時委員

人数が限られているのは分かるんですけども、実際の成果が1億9,000万円の仕事をするのに、6,800万円かかっているということがどうなのかという点と、それから、最初の方のお話も、1人当たり1,200万円の人件費がかかるようなお仕事をされているのかどうかという、端的に言えばそういう質問だったので、それに対してのお答えが伺えなかったようですので、また引き続きそういった構成をご説明いただく資料をいただければと思います。

○ 黒川臨時委員

今の点については、ほかの、例えば国際交流基金とか、そういうところもございまして、ここの万国博覧会記念機構がこのような交流、国際文化事業とか、芸術事業について、特に優位であるという理由をご説明していただく、資料を後で出していただきたい

い、これが1点であります。

それから、2点目は、公園事業ですが、万国博覧会開催時から、建物、建造物の修理費用として使用している長期預かり寄附金が、毎年4億円から5億円ぐらい減っていますよね。それで、多分、あと30数億円残っていると思うので、もう7、8年ぐらしかもたない。そういう状況に今至っているのではないだろうか。ですから、それをまず一点、私の理解でいいかどうか確認。あとで結構です。

そうすると、またこの長期預かり寄附金が減っているというのは、本来の事業で使っているんだろうと思うので、それ自体は云々ということはないんですが、ともかくあと7、8年で建物、建造物の修理費用として使っている長期預かり寄附金がなくなるという事態は事実だと合理的に予測はできるので、今後この機構が吹田市にずっとある限りは、7、8年後どうするのか。そこで、先ほどの基金の180数億円、こちらの使い道です。基金による助成事業は本当にここがやるべきことなのかどうか。他のこういう同じような基金もあります。それから、今、松田委員からもありましたように、ここがそういうことをやっているのも、また経費もかかるということもあります。ですから、一つ、例えばの話ですけれども、7、8年後、どうするのかというところの考える上で、この基金から、公園事業に、今、1,500万円とおっしゃいましたけれども、もう少し回す余地はないのか。あるいは基金は減らせないというのは、ひとまず決まっているだろうとは思いますが、この基金の取り崩し、これもあわせて、7、8年後になった段階で考える時期かもしれない。少しずつ減らしていっても、あと50年はもつかもしれない。そういうようなこともあわせて、どのようにお考えになっているのか。この辺、もう時間がないそうですから、後で文書でいただければと思います。

○ 阿曾沼臨時委員

最後にすみません。エキスポランドの確認ですが、これは業務委託ではなくて、運営委託ですね。民間の人たちに運営委託をする。ですから、例えば、清掃だとか警備といったような業務委託ではなくて、全体を丸ごと責任を持ってもらう運営委託であると、こういうことですね。先ほど制度のお話を聞いたので、その制度でいくと、もしかすると、正しいのかもしれない。制度について、私はよくわからないので、判断は、今ここでできませんが、例えば他の制度ということであれば、例えばPFIなどでいえば、民間に運営委託をする場合は、サービス水準の合意を必ずしますね。それから、モニタリ

ングをしますね。経営のモニタリング。今このエキスポランドは、現時点では、そういうことは全くしていないという理解でいいですか。サービス水準の合意をきちんとして、その合意内容において、経営のモニタリングをする、これは通常、PFIでも、指定管理者でも今は当たり前のことになっていきますけれども、その辺はやっていないという理解でよろしいですか。

○ 河野国有財産業務課長

今ご説明できることを申し上げます。契約に付随する業務の仕様書、その内容はあとで確認させていただきます。業務の仕様書の中で求める業務というものが規定されておるところでございます。

○ 阿曾沼臨時委員

業務ではなくて、サービス水準の合意です。

○ 河野国有財産業務課長

その規定があるか、確認させていただきます。

あわせて業務計画の提出を求めていますので、その中で事業、サービスを含め、どういう施設を用いて、どういう利用サービスを提供するかという計画も出ておりますので、あわせて確認させていただきます。

○ 阿曾沼臨時委員

そうすると、今後その運営委託をしていくあれで、サービス水準の合意がやっぱり必要だというふうにお考えであるのかないのか。それから、やっぱり見直すべきだとお考えであるかということに関しては、いかがでございますか。

○ 河野国有財産業務課長

今、先生のご指摘されている点についてもよく現実の取扱いの確認をした上で、現状でその辺を充足している点、あるいは何かあるのかという点を含めて、検討させていただきたいと思います。

○ 阿曾沼臨時委員

基本的に国民が大変注目しているので、制度は制度、だけれども、今後その範を示すという意味で、こういった運営委託を丸投げすると。丸投げというか、ここは企業の全部責任ですということが本当に客観的に言い切れるような、きちっとしたサービス水準の合意がないと、やっぱり納得できないのではないかなということをお願いしたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、日本万国博覧会記念機構については、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

本日もご説明いただきました皆さんにおかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りましてありがとうございます。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本日は時間の関係で、十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には後日、事務局を通じて照会したり、また、必要に応じ、ワーキンググループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際には対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

財務省の皆様方、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(休 憩)

○ 富田分科会長

それでは、時間が参りましたので再開いたします。

経済産業省所管1法人の業務の概要につきまして、ヒアリングを行います。

本日は、経済産業省 古谷審議官はじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務の概要について、恐れ入りますが、10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 古谷審議官

経済産業省の古谷でございます。座って説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に経済産業省の資料がございますけれども、略称でNEDOと呼ばせていただきますけれども、NEDOの概要の資料に基づきまして、概要ご説明を申し上げたいと思っております。

まず1枚おめくりいただきまして、NEDOの業務は大きく申し上げますと、2つ大きなものがございます。中ほどの四角に書いてございますけれども、1つは、研究開発業務でございます。この研究開発業務につきましては、ご案内のように、現在、我が国は、資源がない中で人口が減少する、こういう課題を抱えておりますけれども、そういう課題の中で、いかに我が国の経済力を今後、維持発展をさせていくかということを考えて場合に、技術開発、科学技術というものを軸に、これから経済力の維持発展を図っていかないといけない状況にあるわけでありまして。また、地球環境問題、あるいはがん対策等のいろいろな難問がございますけれども、こういうような問題に対しても、科学技術という力を利用して、これらの問題の解消を図っていかなければならない状況でございます。

こういうような科学技術に対しまして、市場メカニズムでは十分行われなような研究開発というものがございまして、こういうようなものにつきまして、政府では研究開発を推進している状況でございます。

現在、科学技術に関しては、第3期科学技術基本計画がございまして、これは小泉内閣のもとで定められた科学技術基本計画でございますけれども、この中でも、科学技術は明日への投資であるという小泉総理の方針の下で、これからも科学技術関係の政府の投資は引き続き伸ばしていくという方針が出ているわけでありまして。この政府の科学技術研究開発につきまして、NEDOは大きな役割を持っているわけでありまして、この研究開発につきましては、大きく申し上げまして、2つの領域があるかと思っております。1つは、大学等で行われております純粋基礎研究でございます。これらの分野につきましては、文部科学省が大学等に対して、テーマを限定しない競争的資金というような格好で、これらの研究を後押ししているという状況でございます。

一方、経済産業省は、この産業技術という分野について責任を負っているわけでありまして、この分野につきましては、いわゆるナショナルプロジェクト、研究開発プロジ

ェクトという格好で、民間や大学では実施できないような研究開発を進めるということでありませけれども、ここをNEDOが担当しているということでございます。したが、いまして、そこにも書いてございますけれども、NEDOは、幅広い産業技術分野において、産学官の総力を結集し、高度なマネジメント能力を發揮して、研究開発を進めるということでございます。

このナショナルプロジェクトを進めていく際には、政府の研究開発の政策がございませけれども、そういう政策に基づいて、NEDOが具体的な研究開発プロジェクトの内容を詰める仕事がございます。その上で、日本の国内の産業界、それから、大学といった英知を結集して、国を挙げてこのような難しい研究開発プロジェクトに取り組んでまいりますので、いわゆる公募をして、この研究開発に参加する人たちを集め、それで、最も適切な研究開発体制というのを構築し、研究開発プロジェクトを実施していくということになるわけでありませ。そして、その研究開発プロジェクトを実施していくに当たりましては、その国の研究開発投資がきちんと生きるように、この研究開発に対して適切なマネジメントをしていかなければならない、すなわち、NEDOのもとで、関係するいろいろな企業であるとか、大学の研究者が結集するわけでありませけれども、これらの研究に対してNEDOは適切なマネジメントをする。なおかつ、その研究の成果を実際に社会にきちんと役立てるように出していくと、こういうようなことが実際のNEDOの仕事として行われているわけでありませ。

そういうことで、NEDOの基本的な大きな仕事というのは、中長期のプロジェクト研究開発、すなわち、単独の企業では取り組めないような中長期、ハイリスクのテーマについて産学官の総力を結集し、チームを構成してこれを推進していくということでありませ。経済産業省が担うのは産業技術分野の研究開発でございますので、そこに書いてございますように、ライフサイエンスであるとか、情報通信、環境、ナノテクノロジー、それから、材料、エネルギーというような、いろんな重点分野に対して、こういうプロジェクトを実施しているというわけでありませ。

それから、そういった研究開発の成果というのが実際に実用に結びつくような支援であるとか、今度は逆に、次の研究開発、明日の日本を担う研究開発の種として、技術シーズの発掘というものをやるということでございます。

それから、研究開発と並ぶもう一つの大きな事業というのは、その下の欄に書いてございますけれども、新エネルギー・省エネルギーの導入普及業務でありませ。これもご

案内のように、マーケット・メカニズムだけでは、なかなか新しい技術というのが導入普及されません。したがって、こういう新しい技術について、その導入普及に対して後押しをすると。それによりまして、新エネルギーの利用拡大であるとか、さらなる省エネの推進ということを行っているわけでありまして。

また、こういうような新しい技術については、なかなか日本では実証できる場がないといった問題もございます。例えば実際の電力系統の中で、新しいエネルギーを導入しようとした場合に、日本の国内では、非常に電力に対する質というのが要求されますので、日本の中ではそういうような試しがなかなかできない。そういったものを海外の場で技術立証するというも行っておりまして、そういうようなものを経て、また、課題を研究開発に戻ってくる、フィードバックをするという取組をしております。そういう意味では、特にアジアとの関係がNEDOは非常に強いと言えるかと思えます。

それからもう一つは、これは地球環境問題の取組でございますけれども、京都議定書の約束を達成するために、NEDOは京都メカニズムのクレジット取得事業も実施をしておるわけでありまして。これは日本の産業界や民生といったそれぞれの経済活動の主体が、CO₂の削減に取り組む、その役割がそれぞれあるわけでありましてけれども、それらをして、なおかつ、日本の約束の達成には足りないものがございます。この足りない部分を海外から排出権を買ってくるということで対応することになってございまして、これは本来、政府がそこを埋めないといけない部分でありますけれども、その部分についてNEDOに委託をし、このクレジットの取得事業を実施してもらっているというわけでありまして。

以下、先ほど申し上げました研究開発につきまして、NEDOがいかんいろいなるマネジメント上の工夫をしているかということにつきまして、2ページ以降で簡単にご説明をしてみたいと思えます。

2ページ目でございますけれども、まず研究開発の成果については、きちんとこれが社会的に意味のあるものでないといけないということで、きちんとそれを出口につなげる、すなわち社会に還元する、市場に結びつけるということが重要であります。もちろんこれは基礎研究を軽視することではございまして、今の時代、研究開発を進める上では、当然その基礎研究と共になつていろいろな研究活動をしていかないといけないということではございます。

出口とつなげるという意味で言えば、その下の①に書いてありますけれども、実際に

日本の産業競争力強化につながるテーマ、こういったものに重点化を図っていくというように、それから、2つ目にありますけれども、真に実力のある企業によって、プロジェクトを構成すべきであるということで、その業界の関係者全部が入ってプロジェクトを立てるということではなくて、本当に成果を出すような、出してくれるような企業を中心にプロジェクトを構成するというようなこともやっております。

それから、その次、3ページ目になりますけれども、研究開発の成果を社会により多く、しかも、素早く出していくという意味では、研究で得られました成果というのを、それを使ってくれるユーザー企業に提供して、これを早くユーザーの中で使ってもらうように、いろいろなサンプルマッチング事業と申し上げまして、成果をそういうところに提供するというような事業をやるとかというような工夫もしております。

それから、次の4ページでございますけれども、マネジメント力の強化では、研究開発のプロジェクトを進行させるに当たりまして、きちんと途中で評価をする。その評価の結果によっては、駄目なものは、そこで中止をしたり、あるいは見直しをしたりする。逆に、いい成果が出て、これをもっと加速すべきようなものについては、逆に加速をするといったマネジメント、めり張りのあるマネジメントも行っております。

それから、こういった技術の管理や評価におきましては、中ほどよりちょっと下ですが、外部の有識者の知見も最大限活用する努力をしております。現在、国内の約5,000人の有識者を、こういう体制の中に組み込みまして、管理、評価の質の充実ということを実際に行っているわけでありまして。

それから、次に、5ページ目でございますけれども、「融合を生む」と書いてございます。研究開発を進める上では、単に一つの技術だけで研究開発がうまくいくというような状況にはございません。非常に幅広いいろんな分野の技術を融合して、新しいイノベーションを起こしていかなければならないということでございます。こういうようなことから、例えば材料メーカーとセットメーカーを組ませて、プロジェクトを構築したり、あるいは省庁の垣根を超えて連携をとる。例えば医療技術の開発でいきますと、医薬品を担当している厚生労働省と、医療機器の開発を担当している経済産業省、その実施部隊としてのNEDOが連携して、研究開発を進めるという取組も行っているわけでありまして。

それから、次に、6ページでございますけれども、こういったプロジェクト実施を円滑にしていくために、いろいろな改善を行っております。例えば研究開発というのは、

年度、年度で切れるというものではございません。複数年にわたって行う研究開発プロジェクトについては、その研究の進捗に合わせて、それがうまく管理できるように、複数年度の契約を導入したりするという工夫も行ってございます。

そのほか、⑤でございますけれども、その他の取組といたしまして、こういった研究開発が実際に世の中に使われるためには、例えば国際標準を獲得していくということが必要でございます、そういうような標準化に向けた取組と一体的にこれを実施するというも行っております、そういうようなことを通じまして、NEDOの研究開発というのが実際に社会の役に立つ、あるいは産業競争力の強化に役立っていく取組をしているということでございます。

7ページに、簡単ではございますけれども、これまでの主な成果(例)ということで、経済産業省が進めてきました、それで、NEDOが実際に実施してきました研究開発によって、例えば太陽光発電、これは現在、日本がトップシェアを誇るような状況になってございますけれども、こういったものも、もともとこのNEDOの研究開発から生まれたというものでございますし、そのほか半導体関係であるとか、エネルギーとかいろんな技術開発においても大きな貢献をしているということでございます。

それから、最後になりますけれども、8ページでございますが、当然その科学技術を推進していくためには、国民に対してきちんとこれを説明していく、情報発信をしていくということが必要でございます。そういうことから、わかりやすいいろいろな情報提供を行っておりますし、特に次世代の日本の科学技術を担う小中学生に対する情報発信ということについても、意を払っております。

また、記憶に新しいところでは、名古屋で行われました「愛・地球博」では、例えばロボットであるとか、新エネルギー関係の実証プラントというようなものを実際に実証的に出展いたしまして、そういうことによりまして、かなり国民の中にこういった科学技術に対する理解というものを得たのではないかと私ども考えてございます。

以上、簡単でございますけれども、NEDOの概要についてご説明をさせていただきました。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 森泉委員

ご説明ありがとうございました。大きく2つ、細かく4つか5つ、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

まず私が非常に驚いたのは、このNEDOは、NEDOの中に研究員を抱えているわけではなく、さっきおっしゃっていましたように、助成について、具体的な研究開発のプロジェクトを決めて、それをどここの研究所、どここの大学というふうな形でコーディネートするというのが中心的な役割であるというふうに理解したんですけれども、それでよろしいですね。まずそこをお聞きします。

○ 古谷審議官

はい。実際には、そのコーディネートというか、実際に研究開発が始まった後のマネジメントもNEDOは行っているということです。

○ 森泉委員

そうですね。それでも、約1,000名近くの職員がいるということのをちょっと私は理解しがたいので、まずそこについてお聞きしたい。ほかにいろんな基礎的な研究で、いろいろ助成金だの、こういう理学系あるいはほかの分野でも基礎的研究において似たようなことをやっている機関があると思うんですが、そこはもっともっと少ない人数でそういうマネジメントをやっている、上手にやっているように思うんですが、NEDOはなぜこれだけの人数が必要かというのをまずお聞きしたいということです。

それから、その次に、更に出向者が400名もいるということも、これについてもやはり理由がなかなか理解できないので、その辺をまず教えていただきたいということです。

それから、非常に驚いたというか、産業技術に対していろいろ支援をしていくわけですが、例えばエネルギーについて国家戦略があるということは、十分理解できます。市場メカニズムに乗らない部分があるから、市場メカニズムではとてもできないので、こういう支援をするというのは根拠があると思うんですが、一般的な産業技術について、何か国家的な戦略にかかわるような部分があって、どうしても国が関与しなくてはいけないのかという理由が、いま一つよく分からないんです。

例えば燃料電池などは、代替エネルギーでもなく、そういうものは企業が開発のインセンティブを持って、自ら開発するものではないのでしょうか。そこをこういう国が補助をしていくということは、私は、長期的には日本の企業の競争力を非常に落としているのではないかと気がいたします。これからも競争力が落ちるのではないかと。要するに、非常に安易に補助が行われることによって、コスト削減などのインセンティブを自分たちで持つことなく、NEDOが、国から援助をもらってこういうプロジェクトをやっているから参加してやるという、そういうような方向にインセンティブがゆがめられるのではないかと気がいたします。

さらに、今回はご説明がなかったんですけども、いただいた資料で見ますと、日本を代表するような大企業に対して、このような助成を行っているというのは非常に問題ではないかと思えます。資金力が乏しい中小企業やベンチャー企業に助成するというなら分かりますけれども、先ほど2ページでご説明にありましたように、これは真に実力のある企業というのはどういうことを意味するかわかりませんが、その実力があるかどうかというのは、実際、研究開発してみなければわからないわけで、ご説明どおりに選ぶと、どうしても大企業に助成が集中していくと思うんです。しかし、本当にこれから新しい技術を開発しようとしているところに実際、支援が行われているのかもわからないし、企業が自主的に技術開発しようというインセンティブも損なわれて、長期的には日本の企業あるいは産業にとっては、プラスにならない。競争力を落としているのではないかと気がします。これが3点目です。

それからもう一つは、新しい技術に支援を行うとおっしゃっていましたが、これはまた後で、資料で提出していただきたいと思うんですが、どのような分野に技術支援を、産業技術の支援を行っているか、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。太陽光発電であるとか、地熱発電など、もう既に実用段階に達しているような技術にもずっと長期的に、単年度主義でなく、長期的に支援を行うという仕組みが良いとさっきもおっしゃっていましたが、いつまでたってもそこに支援を続けているというのでは、もっと新しい技術のほうの実用化が遅れたり、もしかしたら安易なプロジェクトになっているのではないかと気を危惧いたします。

それから、最後に、研究開発のアウトカムなんですが、特許の形でアウトカムがさっき幾つか出されていたと思うんですけども、どのようにアウトカムを評価されているかと。社会において還元するとおっしゃっていましたが、そのアウトカムは、特

許だけなのか。あるいはこういうプロジェクトを組んで、どのような技術が社会に還元されたのかということに関しても、もう少し資料で詳しくいただきたいと思います。

それから、支援先から、例えば利益が上がったときに、利益納付というのは毎年どのくらいあるのかということ。

以上、かなり細かかったんですけども、5点ほどお聞きしたいと思います。

○ 古谷審議官

何点かご質問をちょうだいした、まず第1点であります。要するに、なぜ人数がこんなに多いのかという点でございますけれども、まずこの点に関しては、先ほども申し上げましたけれども、要するに、プロジェクトの場合には、いわゆるいろいろな競争的研究資金の制度と違って、実際のプロジェクトの実行まで踏み込んでマネジメントするところがNEDOの大きな役割になっております。そういう意味では、例えばある研究助成制度があって、いろんな大学やそういったところから提案があって、それに対して審査し、資金を出していくという形のもので、NEDOが実際にやっている支援の内容が相当違うということでございます。

例えば研究開発が進捗している段階で、本当に研究開発プロジェクトが順調に進んでいるのかどうかという点についても、研究開発というのは、実際に実施してみて、いろんな壁にぶち当たったり、あるいは海外でいろんな新しいものが出てきたりとか、そういう変化が常に起こるものであります。マネジメントするという意味で言えば、いろいろな研究資金をあちこちに配布するよりは、マネジメントをかなりきちんとやらないといけないと考えております。

それから、出向者の問題でありますけれども、実際にそういうような研究開発マネジメントを行うというときに当たっては、実際にいろいろな技術の動向などをきちんと見ることのできる人間がやはり必要でございます。こういうところについては、実際に企業の中で第一線でご活躍をいただいていた管理職の方などに出向者として来ていただいて、NEDO全体で、大きなパワーを発揮するような格好で運営をしているということでございます。

それから、産業技術に関して、国家的な戦略の話がございましたけれども、具体的には、国家的な戦略につきましては、総合科学技術会議で、日本としてどのような研究開発を進めていかないといけないのかという重点分野が実際に定められておりますし、

それから、各省が技術開発政策としてどういうところをやっていくのかということについては、常に予算の段階で、総合科学技術会議からの評価を受けているということでございます。

それと、企業のインセンティブとの関係をお話いたしますと、やはり企業というのは、リードタイムが長いものにつきましても、なかなか投資の土俵の上に上ってこないということもございます。それからもう一つは、リスクが高い研究開発を進めていった場合に、本当にうまくいくのかどうか分からないものにつきましても、これはなかなか手がけないということがございます。

それからあと、公共財的な技術については、投資したものが、外部経済がございますので、回収ができないものもございます。ということで、例えばある技術分野をとってみた場合に、製品に非常に近いところについてはおっしゃるとおり、企業のインセンティブで実施をされますけれども、その前段階のところ、つまり、基礎技術から製品化の手前のところまで、こういったところについては、国としてこの研究開発を国家プロジェクトとして実施していかなければならないと考えておきまして、もちろんそういう技術について、企業による製品化研究などにフェーズが移るものについては、これはもう政府としては、後は民間のインセンティブに委ねていくことになるのではないかと思います。

それから、大企業に対してお金を出していることについてのご指摘でございますけれども、我々とにかく国家プロジェクトとして、国として用意をしなければいけない技術開発を実施しているわけでありまして、このような技術開発がいかに投資に見合う成功を収めるかということについても、関係者は非常に大きな努力をしているわけでありまして、そのような中で、実際にそのプロジェクトを実施できる能力がある大企業にあるのであれば、その大企業をプロジェクトに組み込むことになります。ただし、最近のいろいろな技術の傾向について言えば、大企業だけが技術的な能力が高いということではありまして、例えば特定の分野に関しては、ベンチャー企業であるとか、あるいはニッチだけれどもその分野に非常に能力を持っている中小企業などもございまして、そういうところも実際には組み込んでいるということでありまして、何も大企業だけを支援しているのではないということでありまして、

重要なのは、日本として、科学技術立国として生きていくために、国際競争の中でとにかく勝ち抜いていかないといけない。アジア諸国が非常に追い上げをしている中で勝

ち抜いていかなければならない中で、いかに国として用意をしなければいけない技術を成功に導くかということであれば、先ほど申し上げたように、本当に関係者は非常に大きな努力をしていることをご理解いただきたいと思います。

あとは、どのような技術分野に支援を行っているのかについては、後ほど資料でというお話がございました。それから、アウトカムの問題につきましては、確かに特許は一つの例でございます。実際にアウトカムとしてどれぐらいのものがあるのかということにつきましては、例えば先ほど少し触れましたけれども、太陽電池みたいなものは、NEDOのこの技術開発がなければ、今のような普及の状況はないわけでありまして、具体的には一つのアウトカムとしてああいうものがあるのではないかと考えてございます。以上でございます。

○ 縣臨時委員

今、最初の点でおっしゃったことで、研究助成の形態が全然違うというお話だと思えますが、私自身は文科系で、日本学術振興会（JSPS）とか科学技術振興機構（JST）の研究助成しか受けたことがないので、NEDOとしてなさっている関与の仕方というのは分かりません。従いまして、典型的なプロジェクト一つとって頂いて、そのプロジェクトが実現するまでに、NEDOがどの程度関与なさっているのか時系列で分かるような資料を出して頂けないでしょうか。これは今日でなくて結構ですから。NEDOがされている研究助成及びマネジメントが、どれぐらい意義があるかということをお聞かせ頂きたいと思えます。

○ 松田臨時委員

そのときに、今お話が出ましたように、JSTの職員の数と扱っている案件の数と比べると、かなり差がありますので、その違いも分かるような業務内容といいますか、かわり方のご説明をお願いしたいと思います。

それから、全体に、確かにマネジメントにかかわる業務が多いということですが、最後につけていただいている組織図を拝見しますと、19年度で、975人の職員の方のうち、上の4つの部門の資産管理部までの人数をカウントしても、135人、情報・システムまで入れますと、163人で、やはりかなり管理部門の方の数が多いように見受けられますので、さらに海外事業部、地方支部、おそらくそれぞれ管理部門の方もい

らっしゃると思いますので、その辺りがほかのJSTと比べまして、どのくらい生産性があるのかも教えていただければと思います。

○ 森泉委員

それで、次の資料をいただきたいんですが、プロジェクトの年数ですが、最短、最長のプロジェクトの年数がわかるものと、それから、各プロジェクトにどのくらいの企業が加わっているかわかるものもついでにいただきたいと思います。

それから、出向者の役割をさっきおっしゃっていたので、それは理解できたんですけども、それでは、出向者というのは一体何年ぐらいで新しい出向者がいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○ 古谷審議官

出向者だけはすぐお答えできると思います。

○ 森泉委員

つまり、人が回転しているのか。要するに、新しいプロジェクトにおいて、新しい技術を支援するためには、新しい知見を持った人が必要であるというお考えだったと思うんですね。それで、出向者を受け入れていると理解したんですが、そうであるならば、一体何年ぐらいで出向者は交代してらっしゃるのか。

○ 古谷審議官

もちろんその出向者にもよりますけれども、大体2年から3年ということでございます。

○ 黒川臨時委員

それでは、地方支部の話も出たところで、NEDOの由来からして、石炭事業の部分がまだ少し残っている。最後まで終わってなくて、九州支部と北海道支部に約72名と4名といらっしゃるんですが、これは多分おそらく石炭エネルギー関係の後始末かなという気もするんですが、同じ産炭地でありながら、何でこんなに72名と4名という大きな違いがあるのかというところが素人にはよく分からないので、教えていただきたい

いのが一つと、それから、2番目は、これは全体的にすべての独法に言えることですが、けれども、資産改革という政府の大方針に関連して、本部が都心の中心からどんどん移転しているという流れがございます。必要不可欠でなければ、なるべく安いところで十分な施設があるところのほうがいいということでしょうけれども、NEDOの場合には、一等地の港区白金台に研修施設があるということですが、この研修施設がなぜこんな都心のど真ん中に、特に研究開発のコーディネートというようなところが本業だとすれば、都心の第一等地にある必要があるのか。その辺を教えていただきたいと思えます。

○ 住田技術振興課長

白金の研修施設のお話でございますが、この研修施設、どのように使っているかという点についてお話しします。先ほども研究のマネジメントのお話ございましたけれども、それぞれの研究を行うに当たって、いろいろなプロジェクトチームのようなものをつくるわけですね。そこでそのプロジェクトに参加をするいろんな企業の方が集まって、様々な打ち合わせをするわけです。一つ一つのプロジェクトが決まったら、研究機関や当事者に丸投げするのではなくて、NEDOがどういうメンバーで何を分担してどう進めるかということを含めて、つくり込みをしていくわけです。このための打ち合わせとしては、やっぱり参加される企業の方々が比較的集まりやすい場所にあるということは当然必要だということが一つございます。

それから、NEDOの職員等の研修にも使っておりますし、また、海外からさまざまな研究をやっておられる方がおみえになった際に、この施設を活用しまして、ワークショップのようなものを開いたり、といったことに使っております。したがって、この施設がどこかかなり田舎の方にあると、そうした業務を円滑に行っていく上ではかなり支障を来すということがございます。

○ 古谷審議官

それから、北海道と九州の配置人員の差につきましては、これはもう実際に鉱害の発生とか、そういうものの実需に応じてこのような数になっているということでございます。

○ 梅里臨時委員

職員の業績評価をされておりますでしょうか。

○ 古谷審議官

NEDOにつきましては、役所よりも一足早く評価というものを行っておりまして、それを昇給であるとか、あるいはいわゆるボーナス、そういうものへの反映も役所よりも早く行っております。

○ 梅里臨時委員

評価項目をいただくことはできますか。

○ 古谷審議官

それはちょっとNEDOに確認をしてみます。

○ 河野臨時委員

科学技術の振興ということで、膨大な国家資金が投入されることは理解できていますが、各省庁、いろんな省庁にまたがって国家資金が出ており、重複が気になります。例えば同じ経済産業省の中で、産業技術総合研究所とか、あるいはほかの省庁、文部科学省絡みでいうと、科学技術振興機構などでかなり大きなプロジェクトがあり、重複がないかということのチェックはされているのでしょうか。

それからもう一つ、必ずしもNEDOのことだけではないんですけれども、海外情報の収集ということで、これもそれぞれ独立行政法人が海外部門を設けて、情報収集しています。この辺も例えば経産省関係でいうと、産総研とNEDOの両方ともそれなりの部門を持っていると思うんですけれども、やはり重複しているのではないかと思います。この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○ 古谷審議官

まず、その研究開発について重複があるかどうかということでありまして、これは総合科学技術会議で、きちんと重複をチェックするというシステムを構築していることでやってございます。

それから、海外の情報収集でございますけれども、もとよりその海外の情報に比べて、実際に海外に出ている数というのはそんなに多くないわけでありまして。それから、例えば他省庁との関係でいえば、きちんとその担当分野というのがありますので、そういう意味では、私どもは、重複がない、逆に、お互いにそういうものを相互補完し合って、全体として我が国の情報収集に役立つような格好で、効率よく進めていると理解をしております。

○ 富田分科会長

たくさん宿題が出たんですけれども、私から一つですけれども、その科学技術、とりわけ研究開発というのが、民間ではリスクが負いがたいので、公的な推進が必要だという一般論では、それはそのとおりですけれども、その成果が国民に均てんしているかといえ、たまたま参加した企業にそのメリットが内生化される。つまり、外部経済ではなく、どこか特定のところに行ってしまうのではないかと、とりわけ成長重視で行くとそういう懸念がやっぱり出てしまうんですね。

例えば、今回たまたま開いたのが太陽光発電だとすると、どこの会社に支援のメリットが行ったんだろうとか、これは下種の考えかもしれないけれども、そういうメリットが国民に均てんしているのかどうか。先ほども大企業、中小企業という話があったわけですけれども、そういう成果が均てんする形になっているかどうか。あるいは、成果はどのように、特定企業だったらどのように行っているんだろうかなとか、そういうことについて、今日は結構でございますけれども、お示しいただければと思います。

もう随分時間も経過してしまっただけで、時間の都合もありますので、新エネルギー・産業技術総合開発機構につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りまして、ありがとうございました。当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、時間の関係で、十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じて、ワーキンググループ等で再度ヒアリングをお願いしたりすることがありますので、その際には、ご対応方、何とぞよろしくお願い申し上げます。

経済産業省の皆様方にはご退席をいただいて結構でございます。ありがとうございます。

時間が押しておりますので、すぐに内閣府からのヒアリングに移りたいと思います。

それでは、内閣府所管1法人の業務の概要につきまして、ヒアリングを行います。

本日は、内閣府堀田審議官はじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず国民生活センターの業務の概要につきまして、10分程度でご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 堀田審議官

内閣府官房審議官の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、この横長の説明資料でご説明させていただきたいと思います。3ページをお開きください。そこに独立行政法人国民生活センターの概要がございますけれども、まずセンターの目的でございますけれども、「国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと」というのがセンター法の第3条で規定されております。根拠法はそこに書いてあるとおりでございます。

沿革でございますけれども、ちょうど高度成長期ごろに当たりますけれども、昭和37年に特殊法人国民生活研究所ができて、それがもとになりまして、昭和45年に特殊法人国民生活センターが発足しております。その際に、その2年ほど前ですけれども、消費者保護基本法がつくられております。平成15年になりまして、独立行政法人化されまして、独立行政法人国民生活センターが設立されたということでございます。

職員は114名ということで、予算額としましては、年間35億という形になっております。

4ページ目でございます。我が国の消費者政策の仕組みについてとまとめてありますけれども、基本的にこれは消費者基本法という、先ほど消費者保護基本法と申しましたが、平成16年に抜本改正されまして、消費者基本法が成立しております。それに基づきます消費者政策の仕組みを書いたものでございます。一番上に消費者政策会議がございまして、ここは内閣総理大臣が会長でございますが、その下に内閣府及び各省庁ということで、消費者政策を担っておりまして、内閣府のもとに国民生活センターがござい

各都道府県あるいは市町村などに、全国で531カ所がございますけれども、消費生活センターがございます。そこでは苦情処理や商品テストを担っているわけですが、こういう各地の消費生活センターとネットワークを組んで、消費者政策の実施に当たっているということがございます。

下のところに、消費者基本法の第25条を引用させていただいておりますけれども、基本法の中に国民生活センターの役割が書かれております。そこには4つほどの役割が書いてございまして、少し最初を省略しますけれども、1つ目が国民の消費生活に関する情報の収集及び提供。それから、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談というのが2つ目。3つ目としまして、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査といった役割。4つ目としまして、消費者に対する啓発及び教育といった、こういう4つの主な役割に関する中核的な機関としての役割を果たすことが、この基本法の中に明示されております。

次のページ、5ページでございますけれども、国民生活行政におけます内閣府と国民生活センターの役割分担をまとめてございます。内閣府は、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する政策の企画・立案及び推進というものを担当することになっておりますけれども、その実施部門に当たります国民生活センターが右に掲げるような業務を行っているというものでございます。

それから、その下に、個人情報保護がございますけれども、これは消費者基本法ではございまして、個人情報保護法が別途ございます。その中で、内閣府の業務と、それから、国民生活センターの業務ということで、センターは上と似ておりますけれども、苦情相談とか各種研修の実施といった事柄を担当することになっております。

次のページでございます。ここで主な業務ということで整理させてもらっております。大きく言いますと、6つ、7つございますけれども、上から申し上げますと、消費生活相談情報等の収集・分析で、特に各地の消費生活センターから消費者の生の苦情の情報が上がってきますけれども、それをP I O-N E Tというシステムで全国からの苦情を収集いたしまして、それを分析して、様々な機関に提供していることが大きな仕事になっております。

消費生活相談の中には、②で書いてございますように、危害情報の収集で、最近、安全に関する関心が高まっておりますけれども、そういう危害情報も集めているところでございます。

2つ目が相談業務ということで、生の消費者と相談員の方がいろいろ相談業務を行って、その問題をどう解決していくかといったことの業務をやっております。

3つ目が普及啓発・出版といったところ。

それから、4つ目が商品テスト。これは人の生命・身体にかかわるような商品の被害につきまして、その原因究明の役に立つようなテストを実施しまして、国民にそういった被害が広がらないように、結果を公表しているものでございます。

それから、教育研修。消費生活というのは、最近非常に複雑化しておりますけれども、消費者と相談できる相談員の方々を育成していかなければいけないとか、あるいは消費者団体等で、消費活動のリーダーとなるような人を育成していくとか、企業の消費者窓口担当者を対象とした研修等を行っております。

それから、その他、調査研究、それから、消費生活相談員資格認定事業などを実施しております。

次の7ページ目でございますけれども、現在、独立行政法人化されまして、最初の中長期計画に基づいて様々な業務を実施しておりますけれども、その中でも、業務効率化に向けた取組を行っているといったことをまとめております。

まず経費の面では、現行中期計画期間中の業務経費を1%削減するといったこととか、それから、一般管理費につきましては、14年度に比べて13%削減。その他人件費につきましては、18年度以降でございますけれども、5年間で5%以上削減するといった経費面での努力を現在行っているところでございます。

それから、組織につきましても、できるだけ柔軟に対応していくために、16年4月に組織の大幅改編を行いまして、類似の業務をできるだけ整理統合しております。

それから、最近の安全関係に関する問題にかんがみまして、今年の4月から、危害情報室というものを別途設けております。

業務関係でございますけれども、先ほどご紹介しましたP I O-N E Tにつきまして、情報をできるだけ、必要なところに提供していくことが必要でございますので、特に死亡・重篤事故情報については、各センターに原則3日以内に登録をしてほしいということで、他の情報と比べましても早く関係のところに行く措置をとっております。

それから、P I O-N E Tの端末、コンピューターでいろいろ検索等できるわけですが、そういった端末を各省庁、関係省庁にも置いて、早く執行に当たっていただくといったことをやろうとしております。その他、システムの改善等を現在行いつつご

ざいます。

その他、改善面では、テレビといった番組の経費をできるだけ削減するとか、雑誌の面では、『たしかな目』と『国民生活』という毎月出しておる雑誌がございますけれども、これもなかなか、最近、部数が落ちているということがございまして、統合する方向で現在検討しているところでございます。

商品テストにつきましては、センターでできるだけやるということもあるんですけども、やはり外でやった方が効率的であるものにつきましては、外部委託を活用いたしまして、できるだけたくさんのテストをそういう外部の力も活用してやっていきたいと考えております。

それから、国民生活センター自身も、以前は、消費者からの個別の相談を受け入れていたわけですけども、最近ではできるだけ直接相談、そういった直接に受ける相談を直接相談と言っておりますけれども、その割合を減らしまして、各地の消費生活センターで、これはなかなか解決が難しいといったような、やや難しい案件につきまして、消費生活センターから依頼を受けて、消費生活センターを経由をした上で、相談に応じていくという形の経由相談の割合を高めていくことに取り組んでおります。

次のページは、最近の、先ほど言いましたP I O-N E T等で集めております消費生活相談件数の推移を見たものでございます。ここは四、五年、相談件数が非常に増えております。特に架空請求という、身に覚えのない請求が、はがきとか、あるいはパソコン、インターネットなどで請求が家に来るといったトラブルが非常に増えておりました。ようやく最近、少し落ちついてまいりまして、全体の件数も少し減ってきているという状況でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。最近、トラブルはますます多様化、複雑化しているということで、先ほど言いました架空請求なども最近のことではあるんですけども、大まかな特徴をいいますと、商品・役務という形で分けますと、やはり役務関係が増えているということで、金融・保険サービス、あるいはオンライン情報サービスですね。こういった苦情の増加が顕著になっております。

それから、販売方法・手口のところで、電子商取引と書いておりますけれども、こういった新しい販売方法などのトラブルもやはり増えてきている状況でございます。

それから、3.として書いてありますが、重大な製品事故の発生ということで、ここはごく最近明らかになった1年ぐらいの事例を紹介しておりますけれども、石油温風機

ですね。一酸化炭素中毒による事故、それから、家庭用のシュレッダー、これは幼児が指を挟んだといった事故でございますけれども、その他、洗濯機とかハロゲンヒーターといった、最近マスコミもこういった事例には非常に興味を持っているといったこともあるかと思っておりますけれども、こういう事例の取り上げ方が非常に大きくなっているということでございます。

ちなみに、今日から、消費生活用製品安全法の新しい改正法が施行されて、事業者から事故があった場合に行政に報告することが義務付けられておりますけれども、今後も消費者からの情報もやはり収集していく必要があるのではないかと考えております。

次のページが、先ほどから何度も出ておりますP I O-N E Tの全体の仕組みをまとめたものでございます。上の方の消費者からの情報が、国民生活センターのP I O-N E Tで集積されまして、それが、左側でございますけれども、中央省庁とか警察、弁護士会、それから、マスコミにも当然、情報提供をされていると。センターの下の方ですけれども、調査分析をきちっと行いまして、各種媒体を通じて、国民にも情報提供をしているといったことがこのシステムの目的でございます。

下の方に、課題と対応と書いてありますけれども、収集面につきましては、今後とも情報収集ルートを拡充していくとか、あるいは入力していただく時間をできるだけ短くしていくといった取組が必要と考えております。それから、提供面では、国の情報機関へ積極的に情報提供していくことなどが求められているのではないかと考えております。

それから、次のページでございますけれども、これは最近のP I O-N E T情報の請求件数を整理しておりますけれども、昨年度、18年度は、特に中央省庁からの資料請求の件数が非常に増えていることが特徴でございます。関係省庁も、法執行に一生懸命取り組んでいただいている結果だと思われまます。

それから、次のページでございますけれども、これは危害・危険情報の収集及び提供ということで、安全・安心関係のものをまとめたものでございます。病院などの協力も得まして、この危害情報を収集しているといったところが、この辺の特徴になっております。

それから、次のページでございますが、危害情報の関係の最近の国民への情報提供ということで、シュレッダー関係、それから、自転車の空気入れの安全性と、国民生活センターでテストをいたしまして、国民への情報提供を行っているということでございます。上が記者公表事例で、下がホームページに載せている様々な事例といったものを紹

介しております。

次のページでございます。苦情処理・紛争解決機能の充実・強化ということで、今後、国民生活センターに期待される役割としまして、単に相談を受け付けるとか、情報を分析するだけではなくて、やはりしっかりとした問題の解決につながっていくことが必要ではないかといったことで、最近よく言われておりますADR（裁判外紛争解決）機能を強化していく必要があるのではないかと考えております。下のところに少し書いておりますけれども、現在、内閣府の中に、「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を設置しておりまして、こうしたADR機能の充実強化も含めまして、国民生活センターの在り方をもう一度見直していこうと考えております。

それから、15ページは、商品テストの関係の中核機能の強化ということで、これも単に国民生活センターだけでなかなか全部に対応はできませんから、様々な機関と有機的な連携を図っていくということで、ネットワークを形成していく必要があるのではないかと考えております。商品テストの外部化等も行って、効率化を進める必要があるのではないかと考えております。

16ページですけれども、これは先ほど申しました「国民生活センターの在り方に関する検討会」も含めまして、今後、どういうことで検討していきたいと考えているかを示したものでございます。情報の収集、分析、提供、いろいろなプロセスがございますけれども、その中で、国民生活センターとしてしっかりやる分野はどこにあるのかといったものを検討していきたいと考えております。

最後のページ、17ページですけれども、検討会の開催の趣旨とか、あるいは検討のスケジュールをまとめてありますけれども、7月に中間報告をいただきまして、9月ごろに最終報告ということで、予定させていただいております。

以上、駆け足で恐縮ですけれども、説明は以上とさせていただきます。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでも。

○ 阿曾沼臨時委員

非常に細かくご説明をしていただいたので、時間もなくなっておりますので、今日、

すべてお答えいただくことはないと思うんですが、私は説明を聞いた上で、実は何の中核なのかというのがよくわからない。中核的役割と、この4ページに書いてありますが、これにおける中核的な役割とは、何の中核なのか全くよくわからない。これはもう、いわゆる存在そのものの意義を組織的に、抜本的にやはり議論しなければいけないのではないかなという感覚を持ちます。ですから、それについて、内閣府に検討委員会ができたということですので、抜本的な存在の意義そのものをきちんとご検討されるべきなのではないか。いろいろ説明を聞いて、何の中核なのかというのがまずわからない。中核の業務というのもよくわからない。これについてやっぱりきちんと客観的に理解できるものをお示しいただきたいと思います。

それから、例えばP I O-N E Tというのがございますね。P I O-N E Tで集めた相談件数が随分増えたということでもありますけれども、情報というのは3つの側面があって、データを集める側面と、それをきちんと編集して、専門家が気づいて、わかりやすいようにインフォメーションするという側面と、集めたデータから、知見を求めていくようなインテリジェンスの側面と3つの側面がある。P I O-N E Tは、その3つの側面できちんとした設計ができていないと言わざるを得ないと思います。

それからもう一つは、中核であるとするれば、例えば生活消費センターだけではなくて、各省庁にやっぱり苦情窓口だとか、解決の組織というのはありますね。消費者から見ると、国民生活センターに各省のデータが集約されていて、消費者がトリアージ（選別）できれば、何も消費生活センターに行かなくても、事は解決するのではないかと思わざるを得ない。ですから、そういう意味で、例えば各府省の窓口、都道府県の消費生活センター、業者、消費者、そういったものの中で何が中核なのかははっきり組織の機能を示してほしい。

それから、もう一つは、P I O-N E Tに死亡・重篤事故情報というものを3日以内に登録するということですが、これが消費者から見ると、明らかに時間軸が違う。例えば消費者から見れば、重篤、危険な情報というのは早く白黒つけたい、すぐに動いてほしい、すぐに取りかかってほしいということからすれば、基本的な情報ネットワークであるとすれば、少なくとも10分以内とか15分以内に登録がまずできていくことが必要なのではないかということ。もう一つは、この機能の中で重要なのは、情報の中でプライオリティ（優先順位）をどうつけていくか。それから、トリアージをしていくということが非常に重要だと。しかしながら、プライオリティをつける知見と組織、それか

ら、トリアージをしていく仕組みというのが全く見えない。ですから、これはやっぱり組織そのものの在り方を抜本的に考えないと、中核的な意味合い、存在意義がやっぱり全く見えないのではないかなと非常に深く感じます。

今申し上げたような、何の中核なのか、それから、P I O-N E Tそのものが本当に情報のデータベースとして、収集・分析、そして、的確な情報の提供に資するものであるのか。そういうことですね。

それからもう一つは、情報については、やはりトリアージとプライオリティの管理というのは本当にどうされているのか。直接的な登録がなくなって、経由登録がどんどん多くなってくるとすれば、さらにこの存在意義というのはなかなか難しいのではないかと思います。

それからもう一つは、ほとんどの苦情が役務に集中してきていくということになると、相模原にある広大なテスト施設、例えばおむつの下に黒い異物があるから、電子顕微鏡で見ますというテストが象徴的に出てきておりますけれども、本当にこれだけのテストの施設を持っていることが必要なかどうか。

例えば原因究明の施設というのは、200以上あると聞いていますけれども、国民生活センターはトリアージをする、スーパーバイザー（監督）の機能だけで十分なのではないかとも思います。それについてのご意見なりご回答も、これは今日は本当に時間がないので、そういう問題意識を持っておりますので、後ほどでもご回答いただければと思っております。

○ 堀田審議官

最初の何の中核機能なのかという点につきましては、先ほどちょっと4ページの消費者基本法というのが平成16年の5月でしたか、6月にでき上がりました、それまでは消費者基本法の中には、国民生活センターの役割というのは書かれておらなかったんですけれども、新しく25条というのが設けられまして、ここに書いてありますような4つの……。

○ 阿曾沼臨時委員

それはもうわかっております。いわゆる設立の基本法云々というよりも、今後この組織が本当に機能していくために、これから法律を変えとおっしゃっているわけですね。

それから、P I O-N E Tそのものも、また経費をかけて、システムを構築するという
ことですから、そういった根本的な機能だとかを勘案して、本当にいい形での改正だ
とか、システムの更新をしていただきたいと思います。

○ 堀田審議官

我々としては、国民生活センターというのは、地方に様々な、都道府県、市町村の消
費生活センター、500カ所以上ございますから、そういったところが集めている情報
をまさに中核的に集約して、それを適切に分析して、その結果を必要な国民に対して情
報提供していくとか、あるいは法執行がすぐに必要なものについては、関係省庁と情報
をしっかりと共有していくといったことが、中核的機能です。

○ 阿曾沼臨時委員

わかります。それはわかるんですけど、その機能が果たされているかどうかというこ
とを、具体例で示してほしい。例えばパロマの問題がありました、ナショナルのガスス
トーブの問題がありました。これはP I O-N E Tの中に登録されていたんでしょうか。
入っていなければやっぱり問題だし、入っていたらもっと問題だし、そういったところ
をやはり検証して、いわゆる情報のデータベースのあり方というのを抜本的に考える、
スーパーバイザーとしては非常に重要だということはよく理解するんですが、そういう
ことを議論していかないと、やっぱりなかなか消費者の目も厳しくなっているというこ
とでありますから、そういう意味での抜本的な機能の改革と組織の在り方を、せっかく
検討会、立ち上げられたということであれば、ご検討いただくということが必要なの
ではないかと思います。

○ 堀田審議官

先生の問題意識も、我々も共有している面もございますので、ぜひ今後それは検討さ
せていただきたいと思います。

○ 阿曾沼臨時委員

よろしく願いいたします。

○ 梅里臨時委員

今、中核という話が出ていましたけれども、そういう意味では、商品テストをここがやる必要があるかどうか。今の繰り返しになりますけれども、全国で商品テストをやっている機関はたくさんあると思うんですけど、そこでやられている商品テストの情報はすべて国民生活センターに一元的に集約されていると考えてよろしいんですか。

○ 堀田審議官

基本的に国民生活センターで行っているテストは、各地の……。

○ 梅里臨時委員

いや、国民生活センターでやっているテストではなくて、全国の機関でやっている商品テストの結果の情報が、国民生活センターのほうに集約されているかどうか。

○ 堀田審議官

必ずしもそれは集約されていないと思います。

○ 梅里臨時委員

それを国民に、通知をする、警報を発するというのが、それこそ中核機能の中心的な働きではないんでしょうか。

○ 堀田審議官

おっしゃるとおりだと思います。

○ 梅里臨時委員

だから、その辺のところ、さっきから言っている中核の機能を果たしているかというようにことだと思うんですね。一部の商品のテストを実施するよりも、そのような中核機能を果たすべきではないかという意味で、中核をとらえていただければと思います。

○ 堀田審議官

わかりました。

○ 梅里臨時委員

それからもう一つ、認定資格についてなんですけれども、経済産業省の消費生活アドバイザーとか、その他の資格がございますね。これらと国民生活センターがやっている消費生活専門相談員、この資格の違いがよくわからないんですが、この辺は重複資格であるとはとらえられませんか。

○ 堀田審議官

基本的に目的というか、趣旨が違っているかと思います。基本的にアドバイザー試験は、企業で消費者対応部門といいますか、様々な苦情が企業にも来ますけれども、そういった部門で働いておられる方々を中心とする養成をやられているのではないかというふうに聞いております。

○ 梅里臨時委員

この辺のところで資格が重複しているのではないかということをもう一度見直しをされて、消費生活専門相談員という資格が本当に必要なかどうか、もう一度検討が必要ではないかと考えておりますけれども、よろしく願いいたします。

○ 阿曾沼臨時委員

誤解していただきたいくないのは、消費者主権でありますし、消費者の目も厳しくなっている、非常に重要なんだということです。重要になったときに、本当に今の機能でいいんですかと。100%完璧は求められないにしても、あまりにもやはり中核としての機能が具備されていないのではないかという気がいたします。

○ 梅里臨時委員

もう一つよろしいですか。

ADRの件が出てきましたけれども、これも先ほどの中核機能という観点から、ADRを国民生活センターが実施する必要がどこにあるのかということ、そういう観点から検討していただきたいと思います。

○ 堀田審議官

お答えさせていただきますけれども、基本的に消費者から苦情相談が寄せられますけれども、それに対して、やはり現場の消費生活センターだけでは、十分に満足できる解決がしにくい場合も増えておりまして、かなり法律的にも専門的な知見を活用して解決に当たっていく必要があるといった場合に、もちろん裁判という手段もあるわけですが、消費者問題の性格からいって、なかなか裁判所には行きづらいといったことがございますので、そういうADR的な機能が求められているのではないかと考えております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、国民生活センターについてはここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続き内閣府におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は、時間の関係で、十分な質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には、後日、事務局を通じて照会をさせていただき、場合によりましては、ワーキンググループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、よろしくお願いいたします。

内閣府の皆様方にはご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

以上で本日のヒアリング予定を終了いたしまして、最後に今後の予定につきまして、事務局より報告事項がありますので、説明をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

事務局からご報告させていただきます。

まず今後の独立行政法人の事務・事業に関する独法分科会のヒアリングの日程でございますが、既にご案内と思いますが、確認的にご連絡申し上げます。

第2回目は、5月21日月曜日、1時半から4時45分まで。この建物の第1特別会

議室、この会議室で、厚生労働省所管3法人、文部科学省所管4法人についてやる予定でございます。

第3回目は、5月28日月曜日、1時半から3時45分まで。場所は、ここではございませんで、法曹会館の高砂の間でございます。総務省所管2法人、農林水産省所管3法人でお願いしたいと思います。

また、4回目、これでワンクールということでございますが、5月30日の水曜日、1時半から4時10分、場所は初めての例になりますが、航空会館でございますので、ご案内の地図とか入れますが、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。この701と702という会議室をあわせた部屋をつかって、ここで会議をさせていただきます。議題は、国土交通省所管5法人及び役員の退職金の算定に係る業績勘案率でございます。

それと、先日来、経済財政諮問会議で独立行政法人関係の動きがあったので、ここでご紹介しておきます。5月9日の経済財政諮問会議は、6月にも見込まれている、いわゆる今年の骨太方針に盛り込むべき事項に関する審議を行ったもので、議題は3つございましたが、その3番目が独立行政法人改革でございました。新聞報道もあり、既に皆さんに資料も配付いたしました。経済財政諮問会議の席上、民間議員から資料が提出されました。お手元にも今現在あろうかと思えます。本日の資料4の表紙をめくった最初の資料、「独立行政法人のゼロベースでの見直しを」と題する資料でございます。

経済財政諮問会議の場について伝えられているところによれば、この議題に入っただけ、この資料に関し、丹羽議員から説明があり、その後、政府側がかねて用意した独立行政法人の成果と改革の加速についてという資料について、当方の大臣である菅大臣から説明をしたところであります。民間議員の提案に対しましては、行政改革担当大臣である渡辺議員から、行政減量・効率化有識者会議や規制改革会議の場も活用しながら、総務大臣の協力を得て、徹底的な見直しを進めたいという趣旨のご発言があり、また、101の全独立行政法人を対象に見直しを行い、年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定することについては、重い課題であるが、最大限頑張るという趣旨のご発言がある。当方の大臣である菅議員からは、それに対し、全面的に協力する旨の発言がありました。

現時点で私どもの知る限りでは、突然の民間議員からのご提案でありまして、今後の具体的な作業がどうなるかについて、特段決まったものについて聞いておりません。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、今年度、中期目標期間終了を迎える23法人についての事務事業の見直しを、めり張りをつけてしっかりとやっていくことが求められているものと考えておりました。先ほどお示しました菅大臣のご発言も、当初そういう資料についてのご説明をしたところでもあります。

報告事項は以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、ご質問などありますでしょうか。

なければ、それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日はご多用の中、長時間にわたってご出席ありがとうございました。

—了—